節約に心がけて後日に備える。それは必ずしも自分のためのでなく、他の人のためにも役立つ。

（十）スカウトは勇敢である。

スカウトは危険を恐れず、笑つて困難にあたる。又正義のためには他人の嘲笑や冷罵を意とせず、甘言や脅迫に動かない。そして後に悔を残さない。

（十一）スカウトは純潔である。

スカウトは身体も心も行いも常に清い。よい習慣を身につけ、上品な言葉を使い、正しい楽しみをもち、りつぱな仲間と交わる。

（十二）スカウトはつつしみ深い。

スカウトは信仰の心を篤くして、そのつとめに励む。しかも謙譲の心を失わず、他人の信仰や主張風俗を軽じない。

いままで述べた「おきて」は何々すべし、すべからず式の他律ではなく、スカウト自身かくあるという自律であり、「ちかい」もまた自分の名誉にかけてかくしますと、自発意志に基くものであるから指導者は「ちかい」「おきて」の各條の意味をよくスカウトに了解させると共に、根本義としてこの「ちかい」及び「おきて」の在り方を知らすべきである。

3、標語「そなえよつねに」

この標語は世界各国のB・Sの共通した標語である。備えあれば憂いなし。これは独り人類のみではない、鳥獣昆虫の類にさえ眞理である。

4、スローガン「一日一善」

日々の修練が「一日一善」を行うことによつて「ちかい」「おきて」「標語」が更に実践化され、スカウトとしての眞價が発揮されるわけである。

ボーイスカウト訓練について

B・Sはその訓育上の方法として、班制・進級・技能章制度の三大制度をり入れ、この制度が完全に施行され、且つ完全に遂行されることによつてのみボーイスカウト訓練（以下スカウテング Scouting と記す）が偉大にして崇高な目的が達成される。

としている。そしてこの三つの制度は、個々に独立別存するものでなく、あるいは単に相関連しているというものでもなく、実に三位一体——打つて一丸となつているもので、絶対不可分のものである。

班制はその基盤であり、これに訓練プログラムとしての進級及び技能章の二制度を併せて一つの完全な教育方法としたものである。故に班制はもとより重要なものであるが、単にそれだけではグループワークの優れたものの一つに過ぎないが、これに訓練のプログラムとして他の二制度を併有するから特異の存在となり、眞の精華を発揮する次第であつて、もし班制だけを独立重視して、他の二つあるいはそのうちの一

つでもこれを軽視して、ために跛行狀態となつたならせつかくの班制もそのもつ効力を発揮することは困難であつて、スカウテングの眞價を顯わすことはできない。以下その制度について簡單に記述する。

1　班制

ローランドフイリツプ氏は「班制はスカテングを導く一つの方法ではなく、たつた一つ（オンリーワン）の方法である。」といつた。この言葉はその重要さをまつたくよくいい表わした名言だと、世界中のB・S運動者から認められている。

班制はスカウテングの基礎であつて、B・S組織における「班」は少年を團体組織する形式上、又は事務的便宜上の單なる單位体でなく実に有機的な存在――一つの自活生命を有つものであつて、この班制の意義を確実に把握し、それに徹したものこそ最もよきB・S指導者である。

それはこの班は兒童心理学に基礎を置いて、深い考察と同情の下に勘考創始されたもので、このことはスカウテイングを研究すれば誰しもよく認識し、納得するところである。

子供は群れを作る。それは彼等の本能（集團本能、徒党本能）であつて、この群を兒童心理学者は「兒群」と名ずけている。そしてこの群れの人員数には自ら限度がある。人爲的に例えば権力者が厳しい命令を出して十何人若しくは数十人の群れを作らしても、それは一時的な形而上の群れであつて彼等の本能に基く欲求からの群れではない。彼等の本能からでき上つた群れとは、その欲求によつて同氣相寄る徒党的仲間のグループの到底及ばない、強い團結をもつている。この群れの人員数は、子供の成長過程における年令的変動があるが大体年少期（五、六才から十二、三才位）では五、六人であり、少年期（十二、三才から十七、八才位では七、八人であり、青年期（十七、八才以上）になると反対に減つて三、四人になる。これを單的に立証するものは、学校において一学級五、六〇名の生徒学生を一つの單位体として扱つた場合、先生が号令で動かすときは一つの群として行動するが、一たび休憩となると、今までの一つの群れは数個又は十数個の小さな群れに分裂してしまう。しかもその小さな群れは第三者に指図されたものでもなければ、要請されたものでもなく、彼等が本能の欲求に基いて自由に思い思いにかたまつてできたものである。

B・Sはこの本能的欲求であるグループに基いて、次に示す図表のような班制、隊組織をなしているのである。

標準的隊組織

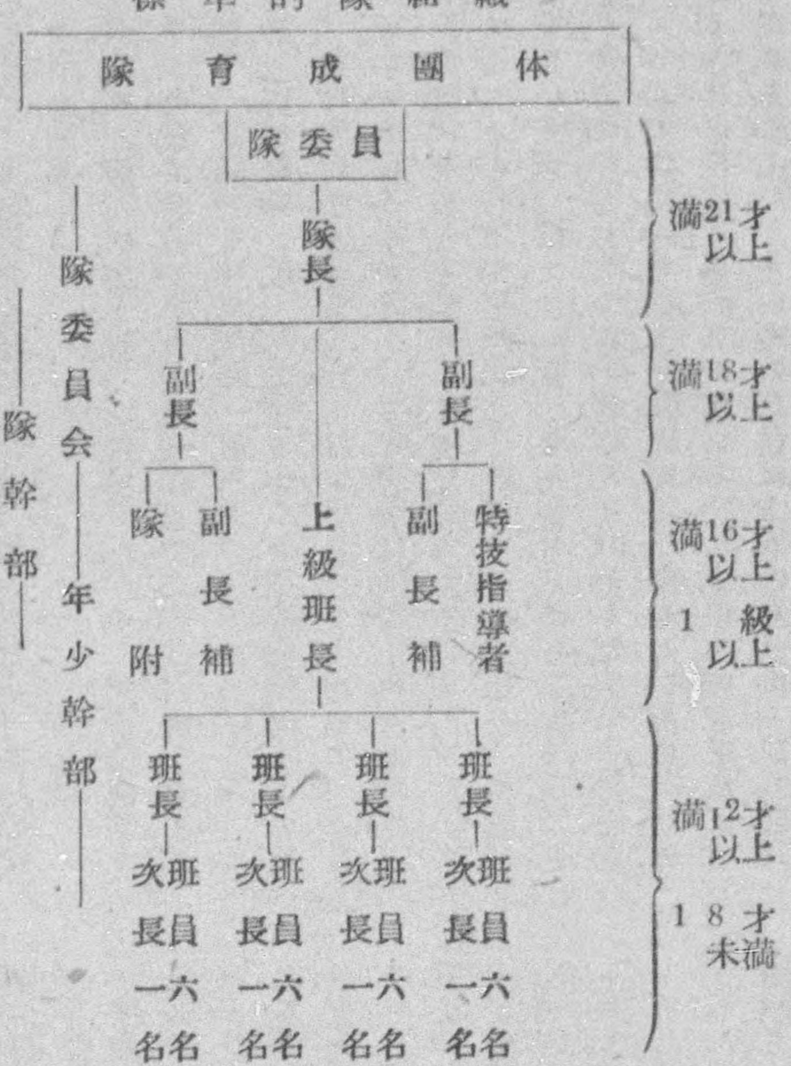

よつて選任する。

◇隊長　班長をよく指導して班員の指導は班長にやらせる。そしてよき監督者であり、よき協力者である。隊長は常に能力と同情ある指導によつて隊員を指導する責任と義務を持つている。いいかえればこれはより指導者としての権利でもある。そしてその指導能力の面においては、教育学上教育者はその被指導者三十名乃至三十五名多きも四十名を越しては被指導者の個性に即した教育はできないとされていることに基いて、個性教育に重きをおくB・Sにおいては、八人の班規を持つ班四箇すなわち三十二人を限度として百パーセントにその能力を発揮するよう仕組まれている。しかも全員三十二名を一率に直接することを極力さけ、班長を通じて指導する。班制教育によつてできるだけ多くの少年に彼等の性格を発揚せしめ、眞の責任を課することにある。

◇班の組織　班は班長と次長の各一名を持つ。次長は班長の助手である。そして班の全員に常設的番号をつけておくか、あるいは班の仕事を全員で分担するから、その分担した仕事の係名前をつける。全員に番号をつける場合は班長は一番スカウトであり、次長は二番スカウト、以下八番スカウトまで

◇班長　彼等の本能に基く群れの鞏固さはただその人員数が自然に限定されるだけでなく、その群れの中には社会性の善悪は別として彼等の信頼する中心人物、すなわち餓鬼大将―指導児（リーデングボーイ）というものがある。この感化力の大きなことは詳述を要しない。B・S運動はスカウテングの単位体にその班のリーデン・グボーイの制度を巧みにとり入れて設けている。この班長は班員の信頼する者を選挙に

各自に番号をつける。班内の分担した仕事で係名前をつける
ときは、記録係、会計係、野営係、用品管理係などというので
ある。係は六ケ月又は三、四ケ月で交替することも望まし
い。

◇隊指導者　これは隊幹部会といつてもよい。（隊委員会と
は別である）隊行事の企画や実行の中核となるのである。これは年少幹部班と隊長とで組織
臓に相当するものである。隊の心
されたもので、各班長次長、上級班長、隊長、副長がこの会
議に出席し、上級班長が議長となり、協議決定して実行の指
導をなすのである。

◇上級班長　隊の指導上重要な地位の一つで、年少幹部班す
なわち班長班の班長であり、先任班長であつて、隊集合の責
任を持ち、諸行事を指導する一級スカウトである。

◇班名　班名は第一班、第二班というような機械的なもので
なく、動植物の名が通常つけられている。ガールスカウトは
植物の名をつけるのが多い。この班名は教育上色々とそれの
持つ活動性、発展性を利用して有意義なものにする。しかも
そうすることが彼等の心理によく合致するのである。動物の
班名を用いた班、例えば「馬」を用いて馬班と名乗る班だと
馬を「班動物」として「班の標章」には馬を用いる――各国
のB・Sは大体馬の首以上を影絵で書いたものを用い、時に
は走り書きに描ける馬の顔を用いる。この班の標章を旗に書
いて班旗を作るし、その班の班員は上衣の右胸に「班別賞」
として班旗と同様な図柄の班の標章を用いる。又その動物
を研究、習性中の長点、たとえば熊ならば「剛健」をモツト
ーとして班の仕事、班精神のモツトーとする。その他班の標
章、班旗、班呼、班記号、班精神、班標語、班善行、班競技
班ハイク、班会議、班記録と班報告、班野営、班クラブ室、
班意識の強調と班制教育の目的、班の傳統、班長班、班訪問
など数多くの問題が残つているが、余り長くなるので次の機
会にゆずたい。

2　進級制度

少年達をスカウトに熱中――精進させるには、彼等の心理
を把握し、その向上心にそい、興味の連鎖を図ることが大切
である。彼等の心身は日夜活動し、成長しつつあるのだから
B・S生活にいささかでも停頓態度があれば、それは不適合
のものである。そこで進行プログラムとして、この進級制度
が重要な意義を持つているのである。前述した、「班制」が
少年の心理に基き、その本能による慾求からの徒党仲間と餓
食大將システムを巧にとり入れているが、その間に仲間同志
の切瑳琢磨、相互教育を図るのみで、その訓練内容は雑然と
しているか、不足しているから、ここに秩序ある進行プログ
ラムとして進級制度をもつことが至上要請となる。

そして進級プログラムによつてより完璧なものとし、かつ
一層の興味と関心を持続させることをも図つて技能章制度を
附随させてここに初めて完全無欠のグループワークを築くの

である。進級は考査制度によるもので、その方法はスカウチングがあらかじめ講義暗記詰込主義のものではなく、考査の科目内容はがあらかじめ明示されているから、彼等はこの明示されたことができると自信すれば、何時までもその旨を隊長に申出て考査を受ける。それは全科目を一度に受けてもよいし、一科目あて受けてもよい、こうして全科目が、合格すれば進級する。進級すればそのクラスの記章の佩用が許され、かつ登録証にその旨が記入される。級には初級から二級一級と分れている。

△進級考査科目

一、初級スカウト考査科目

仮入隊の一ケ月後、次の考査に合格した者は「ちかい」をした後初級スカウトとして初めてスカウト章を附けることができる。

(一)ちかい、おきて及び標語を暗記し、その意義を説明し、かつスカウト章、スカウトサイン、及び一日一善の意義を説明すること。(内容は大部分前述したので省略)

(二)我が国旗の由来、意義、正規の様式、及び掲揚法を説明し、かつ五種以上の外国々旗を正しく描き得ること。

(内容説明省略以下同じ)

(三)本結び　一重継ぎ、てぐす継ぎ、ひと結び、ねち結び、ふた結び、巻結び、てこ結び、もやい結び、腰掛け結び、引解結び、縮め結び、垣根結び、止め結び、8字結びの十五種の結索法中本結び止め結び及びその外八種の結び方を知り、かつその用途用法を実地に説明すること。

一、二級スカウト考査科目

初級スカウトとして二ケ月以上の生活を経て、次の考査に合格した者。

(一)三十分間に二粁の追跡をなし得ること。あるいは二十四箇の物品を一分間観察した後十六箇以上記憶していること。(内容説明省略以下同じ)

(二)スカウトベース(單歩四十歩あて)にて十五分間に二粁を行くこと。

(三)簡単な地形図を読み、かつ磁計を正確によみ得ること。

(四)小刀、鉈、及び斧の正しい使い方を知り、簡易作業による木工作品一箇以上作り、なお衣服の小破損を修理し得ること。

(五)野外においてマッチ二本以内にて火を焚きつけること、及び野外炊事をなし、簡単な副食物を作り得ること。

(六)隊長の指示による道順にて十粁以内のハイキング簡易測量暗号(追跡を含む)を二回以上行い、その報告書を提出すること。内一回は班ハイキングたること。

(七)卒倒、創傷、打撲傷、火傷、湯傷、凍傷、咬傷、擦傷、鼻血眼の塵、腸痛、及び中毒の場合に応ずる救急法を知り、止血法、繃帯法、及び人工呼吸法を実施し得るこ

と。

かつ火災、震災、及び水災の場合における避難法を知ること。

（八）片仮名手旗信号を一分間二十字以上発受し得ること。

（九）電氣に関する簡單な知識を有し、電氣器具の取扱法及び修理法を知ること。

（十）火災予防、交通安全、及び公衆衛生の法則について各五種以上の実例をあげ説明すること。

三、一級スカウト考査科目

これは初、二級においてスカウトが体得した各項目が、高度化されたものである。すなわち初、二級においてスカウトが知り得たことはスカウトの基本であつて、一級においてそれを拡張発展したもの、或程度の仕上げをかけたものである。そしてこの考査委員の手によつて行われるから受験者は所属隊長に申出て、その能力が認められた二級スカウトとして三ケ月以上の生活を経たものである。考査項目が十二項目に分れているが次の機会にゆずりたい。

3 技能章制度

少年達を善導するには彼等の閑時間を有用化、余剰勢力を善用することが重要であることは、人のよく知るところである。しかし、だからといつて、彼等自らなそうとする慾求を起し得ない作業や仕事で彼等を束縛することは効果がない。

彼等自身深い興味と愛着を持ち、「そのことのできる」というほこりと、「あれまでやれるようになりたい」というあこがれを持つ作業なり、仕事なりを彼等が持つたとき、「閑居して不善をなす」といわれる閑時間はりつぱに有用化され、いたずらをする勢力は善用される。この法則ををスカウテングに巧に仕込んだのが「技能章」制度であり、B・S教育推進のプログラムの一つである。

この制度により本人の技術的能力を伸ばすことばかりでなく、これによりかくれた性能を発見し、かつ描き出すこともできる。そして彼等自身の將來社会に役立つ職業の芽を養うことにもなるのである。この制度はいわば一種の労作教育であるが、その観点は彼等を興味に引き入れて技術修得に沒入させ、技術の修練を通して人格を練磨涵養するもので、「術によつて心を磨き、心によつて術をねる」修道の極致をゆくものでもある。そして職業教育を副産物的になし得る妙味も持つている。

技能章制度にとり入れられた職業別、作業別の名前は大体七十八種にのぼる見込で、その内容は目下検討（昭二四年三月）されている。

受験者は示された内容によつて自信ができたとき、自由に科目を選んで受験する。合格すれば、初、二、一、級と同様に技能章をつけ、そのバッヂの示すお役に立ち得る者

だとの表示をする。

今我が国のB・Sで行つていたものを類例として述べておく、何れも紙面の都合で内容を省略する。

案内章、通訳章、信号章、電信章、無電章、電氣章、機関章、事務章、救急章、個人衛生章、公衆衛生章、洗濯章、自轉車章、自動車章、消防章、野営章、天文章、測候章、測量章、製図章、印刷章、写眞章、絵画章、彫刻章、音樂章、体育章、騎乘章、スキー章、水泳章、水難救助章、漕艇章、炊事章、手技章、裁縫章、紡績章、木工章、工作章、建築章、石工章、金工章、陶工章、革細工章、籠造章、竹細工章、農事章、家畜章、養禽章、養蚕章、制茶章、養蜂章、養魚章、漁撈章、園芸章、博物章、鳥類保護章などがある。

4 スカウテングの實施要領

いままで述べた三つの制度を総合して実施要領として述べてみたい。

◇スカウチングの基礎概念

(1) 少年があること。
(2) 指導者があること。
(3) 資材（場所を含む）があること。
(4) プログラム（教育價値と興味があり奉仕できる）があること。
(5) 組織があること。
(6) 費用（金銭）のあること。

以上の六要素を必要とし、これによつて行う訓練の要目は(1)人格。(2)健康。(3)技能。(4)奉仕心。の四つの養成にある。

能力をもち、（すなわち有爲の人となる）他のために尽すことをスカウトの精神としその精神を顯現し、実践することをスカウトの業務とし、従つてスカウトの目的は「よき公民になる」ことであるから、その理想を達成するためこの訓練要目の一つも欠くことができない。

この訓練を達成するためには

(一) 班制
(二) 進級制度
(三) 技能章制度という訓育方法を持ち、その指導綱目に次の六部目を盛りこんである。

(一) 森林生活（ウツドクラフト）
(二) 野営（キヤムピング）
(三) 行脚（ハイキング）
(四) 手技（ハンドクラフト）
(五) 信号（シグナリング）
(六) 救急法（フアストエード）

この六部門の指導訓練の内容を、その訓育法の正しい運営によつて少年自身、その興味と必要によつて体得し、教育理想を実現することのできるように企画立案されたのがスカウテングである。

あとがき

以上述べた点に立脚し、B・Sの隊の結成の方法について稿を進め、更にその効果判定、他團体（ガールスカウト、青少年赤十字團その他）との比較、ならびに批判などまだまだ書き足らない点が多いのであるが、余りにも長くなるので、次の機会にゆずつて割愛したいと思う。

B・Sが少年の指導に唯一最良のものとは考えていないが全般的にも、また部分的方法にしても大いに研究、紹介の價値はあるように思われる。このつたない紹介が未だ極めて低調の域にある本縣のB・S運動の手引として一抹のともしびを与えることができるならば、望外の幸である。なお、ガールスカウト、青少年赤十字團、四Hクラブの活動、まだまだ研究紹介されねばならない問題も多いと思われるが、今後の宿題として、識者の御協力をいただき、資料として一括したものを作成して送りたいと計画している。

最後にこの稿を作成するに当り、参考となつた図書をあげて感謝の意を表する。

一、スカウテングの基本的解説
一、こども会
一、青年團ハンドブック
一、B・S隊を作るまで
一、B・S日本連盟公報
一、B・S日本連盟会報

この道に対する御指導、御関心、御利用を切に乞う。

職名	氏名	事務職名	事務分担
課長	西村　正男	課長	課内管理、重要問題の対外交渉
主事	中島　陸馬	首席	課長不在代決、各係の調整、事務督励、物品取扱及び人事の責任

社會教育課事務分担表

昭和二十五年六月十五日現在

庶務係

主事	長滝　栄馬	係長	庶務経理全般
嘱託	池田　眞澄	庶務主任	宗教関係、国宝、史跡名勝天然記念物

雇	土居　敏男	経理主任	事業経費の経理、課内用度
同	山下一三子	係	旅費その他の経理
懐徳館事務員	山本千鶴子	同	懐徳館事務、文書受付
事務補助	刈谷　恭子	同	事務補助
臨時雇	都築　春恵	同	宗教法人台帳整理

社会教育係

主事	大倉　美重	係長	社会教育委員会
併任主事	前島　喜蔵	主任	公民館、ＰＴＡ
雇	麻田すみ子	係	同　右
主事	前田　宏	主任	青少年教育、学校拡張（青年大学）
雇	宇都宮迪子	係	青少年教育
臨時雇	宇都宮英子	同	学校拡張（青年大学）
併任主事	島崎　英夫	主任	社会学級、図書館、芸能教育、聴覚教育
主事	山本　健	係	同　右
嘱託	浜田喜美子	主任	婦人教育
雇	平岡せい子	係	同　右

視覚教育、フィルムライブラリー

主事	岡林　孝夫	係長	綜合計画
同	（欠）	主任	企画運営
技師	土肥　高	技術主任	技術及び指導
同	野崎　朋明	同	同　右
同	岡崎　弘	同	同　右
雇	前田　敬	係	フイルム修理点検
同	田野岡　章	同	フイルム貸出

体育係

主事	森沢　栄晴	係長	体育全般
同	楠瀬　公	主任	体育園体
併任主事	横山　要吉	同	学徒と教職員の体育
同	福井　健造	同	職場と町村の体育
主事	山本　邦彦	同	レクリエーション
同	門田　豊	同	青少年体育婦人の体育
雇	三木　春子	係	体育関係の事務補助
同	武内　直男	同	同　右

嚴	託	滝石 好照	主任 高知市の社会教育全般
同		山中 太郎	同 同 体育全般

昭和二十五年度高知縣連合青年團運動方針並びに事業計画

高知縣連合青年團長 山岡謙藏

1 運動方針

去る四月二十三日の本團大会に於て縣連合青年團運営に付ての根本的な組織運営の問題が充分自己反省されたのは吾人の脳裡に合尚新たなものがあろうと思います。即ち民主的連合体である縣團を構成する各單位團の組織が弱体であり、且つ執行部の不熟心、無能振りと相俟つて、必然的に縣團自体の弱体を招來し、各單位團の非協力、不信任、疑惑となり、遂には有名無実に等しい縣團の存在を確認したのであります。而し乍ら一方に於ては縣團再建の氣運は漸く高まり、一月八日の再出発以來執行部の血みどろの努力は、強く代議員に刺戟を与え、事実は事実として理論的に追究し批判したのであるが、不撓不屈の精神を以て縣團再建の熱情をたぎらせたのもこの時であつたと信じております。幸にして我々は自身の足跡を反省して縣團再建の氣運を覚醒し、こゝに逞しい躍進の一歩を踏み出すことゝなつた事を、本年度の團長と致しましてまことに心強く思う次第であります。

願はくば再度本團の綱領及び目的を再確認の上、目的達成の爲に全能力を傾けて審議し、本年度の運動方針の指針を打立て度いと念願致します。

一、基本方針

A 組織の強化

B 財政の確立

凡そ民主團体の確立と運営の基盤は、「組織の強化と財政の確立にある」と云うことは、代議員諸子のよく認識されている点であります。組織の強化とは観点を変えて言えば團結

心の問題であり、それの組織を有機的能動的に利用する幹部の指導性の問題である。更に分析すれば、根本的には團員個々の青年團の存在に対する必要感と自覚の問題であります。この問題は團員個々の集りが各町村青年團を形成し、更に各郡市職域連合青年團を結成し、縣團の成立を見た時の様に、團員個々の自覚と燃え上る團活動への意欲なくしては到底果し得ない重要題課であります。

然るに縣團の昨今の現狀を反省しましても、極論すれば各單位團の協力と決議に対する執行責任は、まことに無責任と言う外は無く誠に遺憾に堪えない次第であります。諸種の事情は充分了解できますが、各郡市單位團があつてこそ始めて縣團の存在價値があることに思いを到され、各郡市職域團の幹部代議員執行部が一丸となつて、下部組織の強化に重点を置き專念され度いと思う。秋恰も縣連合青年團再建の年に当り、執行部のみに責任を轉嫁することなく、相共にたずさえて縣團を育てる心で協力して戴き度い。

次に財政の確立であるが、「資金は運動の血脈である」という自己反省の言葉にあつた様に、縣團運営の源動力である。その出所は團員個々の負担する團費によるのが当然である。團費を納めることは團員としての義務であり、これが團活動への意識を保つことにもなり、物心両面から活動の源泉にもなる。

以上組織の強化は民主團体確立の骨子であり、之を養い円滑に活動さす爲の團費の徴集は民主團体運営の鉄則である。この二つを本年度の基本方針とする。

二、具体的方針

今迄に述べました二つの基本方針に從い、次の具体的方針を打立てたいと考えます。

1　組織の強化

A　單位團の強化 ｛單位團の活動助長／未加入團の勧誘

B　緊密な連絡 ｛書記局の充実／團報の発行

C　議決機関の強化

組織の強化を図るには具体的な事業を行い、一つの事業を通じて團意識を高め、相互に啓蒙啓発し合つて精神的に結び合つて得る場合と、文書によつて情報の連絡交換をはかつて得る場合、又議決事項に対して忠実に履行する責任観念より生ずる團結心より得る場合がある。事業により下部組織の育成強化を図り、連合体への関心を高める爲地区別講習会、模擬青年縣議会、東口杯陸上競技大会、産業研究発表会等を行い、各團の活動を助長し、機会ある毎に加入團を勧誘し、強化を図ると共に書記局を充実し、縣團の動向各單位團の情勢を絶えず連絡し、團報の発行等により緊密な連絡をとる一方議決機関に権威をもたして決議事項はどこまでも強力に実践して戴き團活動推進の母胎としたい。

2　財政の確立

A　團費の完全徴集
B　縣團バッヂの販賣
C　未徴集金の徴集（未納團費／未回收バッヂ代金）の回收

前年度未回收のバッヂ代金及び團費の未納を完全に徴集すると共に、團費の完全納入をされ、縣團運營の完璧を期されたい。

結語

大体以上を以て本年度の運動方針を規定してきたのであるが縣團自体は各單位團のを基礎に組織されたものであることを意識して組織の統一、財政の確立を目指して相共に大同團結し協力され、本團の目的を全うされる様希望し結語とする。

2　事業計画

昭和二十五年度月別行事予定計画表

月	上旬	中旬	下旬
四	本部役員会（一日） 代表委員会（九日）		定期大会（二三日） 本部役員会（二二日） 同（二九日）
五	第四回青年指導者中央講習会（四―七日） 本部役員会（七日）	本部役員会（一三日）	代表委員会（二一日） 本部役員会（二七日） 臨時大会（二八日）
六		本部役員会、青少年会館特別委員会、第四回青少年指導者地区別講習会、運營協議会（十日） 産業研究委嘱決定（十二日）	

A　第四回青少年指導者地区別講習会
B　第三回高知縣青年縣議会
C　團報の発行
D　東口杯陸上競技会
E　縣下青年町村対抗相撲大会
F　縣下青年町村対抗体育大会
G　産業研究発表大会

随分と盛沢山な本年度の行事であり乍ら執行部は敢然として之が執行を期してゐるのでありますが、其の完遂の大半は團員諸君の協力に待つ事は申す迄もない事です。よろしく團員諸君の大同團結を願う次第であります。

七	青年大会開設町村決定 郡市職域團長会	本部役員会 第四回青年指導者地区別講習会（至九月末日）	東口杯郡市別予選大会 第一回縣下青年團町村対抗相撲大会（二五日）							
八		東口杯縣予選大会（一三日） 本部役員会								
九	本部役員会 郡市職域團長会 青少年会館特別委員会		東口杯全国大会（二三、二四日） 第四回青年指導者地区講習会終了							
十	本部役員会	青少年会館特別委員会								
十一	本部役員会	青少年会館特別委員会第一回縣下青年團町村対抗体育大会（一九日）								
十二	本部役員会	第三回高知縣青年縣議会								
一	本部役員会 青少年会館特別委員会	優良青年團、模範青年表彰式								
二	本部役員会		産業研究発表会							
三	本部役員会	郡市職域團長会 青少年会館特別委員会	本部役員会 定期大会							

昭和二十五年度予算

歳入の部

款	項	目	金額	摘要
團費				
	團費			
		團費	一二三、五〇〇、〇〇円	一名五円で三三、五〇〇名 團員不明に付き国鉄民青科を除く
	二十四年度残額		一〇七、七七〇、〇〇	
計			二三〇、二七〇、〇〇	
バッヂ代				
	回収金			
		回収金	二一、七七八、二〇	
在庫バッヂ（三、〇〇〇個）				
		バッヂ代	二二、〇〇〇、〇〇	
計			四三、七七八、二〇	
事業費	青年縣会	共催費	三〇、〇〇〇、〇〇	
	青年指導者講習会	共催費	二八〇、〇〇〇、〇〇	中央講習会 八〇、〇〇〇円 地区別講習会 二〇〇、〇〇〇円
	團報	共催費	六〇、〇〇〇、〇〇	一部五円 一〇〇部 五、〇〇〇円 一二回 六〇、〇〇〇円

歳出の部

合計	産業研究会	共催費	三〇、〇〇〇円	旅費、研究会場手当 三〇、〇〇〇円
合計			四〇、〇〇〇円	
合計			六四〇、〇〇〇円	

会議費				
会議費				
	大会	一一、三〇〇、〇〇円	一ヶ年一一回	一回 一、一三〇円
	本部役員会	六、〇〇〇、〇〇円	一ヶ年一二回	一回会場費 四〇〇円
計		一七、三〇〇、〇〇円		
事務費				
事務所費	事務所費	一二、〇〇〇、〇〇円	一ヶ月 一、〇〇〇円（宿泊費を含む）	
事務費	交通費	四、八〇〇、〇〇円	懇談迄一回一〇円	一ヶ月 一〇円 一ヶ年 一二〇円
	通信費	三、〇〇〇、〇〇円	電話通料六円其の他 三〇〇通 一ヶ月	
	消耗品費	一、八〇〇、〇〇円	紙、原紙、封筒其の他一ヶ月 一五〇円	
	雑費	三、一〇〇、〇〇円	一ヶ月 三〇〇円	
計		六、三〇〇、〇〇円		

人件費				
	人件費	書記長報酬	六〇、〇〇〇、〇〇	一ヶ月 五、〇〇〇円 一ヶ年分
		職員給料	四二、〇〇〇、〇〇	書記一名 含賞与 二〇割
		旅費	六九、七五〇、〇〇	附表第一参照
計			一七一、七五〇、〇〇	
事業費	青年縣会	共催費	三〇、〇〇〇、〇〇	
	青年指導者講習会	共催費	二八〇、〇〇〇、〇〇	
	團報	共催費	六〇、〇〇〇、〇〇	
		委員会手当	一〇、〇〇〇、〇〇	
	産業研究会費	共催費	三〇、〇〇〇、〇〇	
予備費				
	予備費	予備費	四、七九八、二〇	
合計			六六四、〇四八、二〇	

高知縣連合青年團綱領並に團則

一、我々は青年の愛鄉心発露の下大同團結により祖国の復興に全力をつくし平和で豊かな民主々義国家を建設する爲に協力する。

一、我々は一切の封建的抑圧とファッシズムに反対し、自由且つ平和の確立を期す。

一、我々は青年の健全なる教養を育成し、自主的精神の向上に努め以て明朗濶達なる社会政治文化生活を醸成する。

團則

第一章 総則

第一條 本團は高知縣連合青年團と呼称し、事務所を高知市に置く。

第二條 本團は縣下各部市地区連合青年團体並に各職域青年團体（以下單位青年團と称す）の連絡調整をとり土佐青年の團結をはかり、平和日本の建設と世界人類文化の昂揚に寄与するを目的とする。

第三條 本團は前條の目的を達成する爲左の事業を行う。

1 縣下青年團体を統一し情報の連絡交換を行う
2 各單位青年團体の活動を共同支援する
3 青年の教養を練磨し、その科学性を養うと共に文化向上に関する活動を行う
4 機関紙又は機関誌を発行する
5 全国青年運動統一に関する活動を行う
6 その他必要なる活動を行う

第二章 組織

第四條 本團は單位青年團体で組織する。但し職域青年團体の組織單位については別に定める。

第五條 本團には第三條の事業を行う爲に左の部を置く。
総務部、組織部、文化部、社会部、体育部、家政部、産業部。

第三章 役職員

第六條 本團役職員の名称員数職務は左の通りとする。

1 特別役員
代議員 各單位青年團員数男女別二〇〇名に付一名（但し五捨六入とする）各單位青年團体を代表し本團の中核となる。
代表委員 各單位青年團体に一名宛とし、各團を代表し本團の事業の推進を図る。
監査委員 三名 会計を監査する。

2 本部役員
團長 一 本團を統理する
副團長 男女各二 團長を補佐し團長事故ある時は團長の指命した副團長團長の職務を代理する
書記長 一 團務を処理する

部　長　　七　部務を処理する
副部長（家政部）　部長を補佐する必要に応じ副部長を置く事が出來部長を補佐する
3　書　記　書記若干名必要に応じ置く事が出來事務を処置する。

第七條　役職員は團員中より選ぶ、選出方法は左の通りとする。
1　特別役員
代議員　各單位團の自由な定めによる
代表委員　代議員中より第一回大会に於て選出する
2　本部役員
團　長　副團長、大会で公選する
書記長　部長、團長推薦し代長委員会の承認を得る
副部長　部長が推薦し本部役員会の承認を得る
3　職　員
書　記　團長が任命する

第八條　各役員の任期は一ヶ年とし再選を妨げないが、事故があれば夫々定められた機関の承認を経て後辞職する事が許される。この時後任者の任期は前任者の残余とする。

第四章　会　議

第九條　本團には大会、代表委員会、本部役員会の会議を設ける。

第十條　代議員、代表委員、本部役員で大会を構成する。
本会議は毎年二回三月と四月に開く、但し代議員の三分の一以上又は代表委員会並に本部役員会が必要と認めた場合本部役員会之を招集する。
議長、副議長は代議員中より選ぶ、代表委員及び本部役員は議決権がない。

第十一條　大会の職務は左の通りとする。
1　本團事業についての審議
2　予算案の可決、決算報告書の承認
3　本部役員辞職の承認
4　非違をなした役員の罷免
5　資産処分の決定
6　代表委員会並に本部役員会から審議を求められた事項及び自ら必要と認めた事項の審議
7　青年團連合体加入脱退の決定
8　團費の決定
9　その他必要な團務

第十二條　代表委員、本部役員で代表委員会を構成する。
代表委員の三分の一以上又は本部役員の必要と認めた場合本部役員会之を招集する。本会の議長副議長は代表委員中より選び本部役員は議決権がない。

第十三條　代表委員会の職務は左の通りとする。
1　本團事業推進についての審議

2　各單位青年團連絡調整に関する事項
3　事業計画の審議
4　本部役員会から審議を求められた事項及び必要と認めた事項の審議
5　書記長部長の就任及び辞職の承認
6　大会より附託された事項
7　その他必要なる團務

第十四條　本部役員会は本部役員で構成する。
本会の議長は團長とする。
團長必要と認めた場合本会議を招集する事ができる。

第十五條　本部役員会の職務を左の通りとする。
1　予算案、決算報告書の作成
2　事業計画
3　細則の制定及び改正
4　書記長、部長及び副部長の就任並辞職の承認、書記辞職の承認
5　その他必要なる團務

第十六條　各会議は決議権を持つ半数以上の人員により成立し、その議決は多数決を原則とし、賛否同数の時は議長の決定による。各会議によつて決定した事項はその度毎に各單位青年團体に報告すること。

第五章　会　計

第十七條　本團の経費は團費、團事業によつてこれを支弁する。
会計年度は毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終る。

第十八條　本團の資産は本部役員会が責任を負う。

第十九條　書記長及び書記の給与は本部役員会で決める。

第六章　附　則

第二十條　入退團について各單位青年團体の自由な意志による。但し退團する各團は、大会にその理由を提出し承認を得なければならない。

第二十一條　本團則の改正は大会の承認を経なければならない。

第二十二條　本團則を施行する必要な細則は本部役員会之を作成し、大会の承認を得なければならない。

第二十三條　本團則は一九四七年七月三十日以降適用される。

第二十四條　本團則は一九四八年四月二十五日改正施行される。

第二十五條　本團則は一九四八年一月二十九日改正施行される。

第二十六條　本團則は一九五〇年一月八日改正施行される。

第二十七條　本團則は一九五〇年五月二十八日改正施行される。

高知縣連合青年團及び各單位團役員名簿一覽表

昭、二五、六、二〇、調

職名／團名	高知縣	高知市	幡多郡	高岡郡	吾川郡	嶺南	嶺北	香美郡	安芸郡	縣廳
團長	山岡謙藏	松本正明	兼松林檎郎	田辺博造	上田修次郎	八松 齊	藤島 等	木下光明	浜田佳吉	森田忠明
副團長	岡村聰次郎 安岡四一 神野敏子 弘井雅子	吉本一男 飯田喜代子	本田弘吉 大崎 延 川沢紀水 田中 作	岡林文夫 神野敏子	橋村和夫 島崎辰夫	松高豊繁 西岡節子	岡村聰次郎 柳本祐子	山下正治 久 佐喜		黒瀬 浩二
書記長	吉良隆俊 書記 岡本惠美子	吉良隆俊	厚生部長 野地満直							
総務部長	羽方好久	吉良隆俊	栗原 透	山中敏樹			千屋四郎 長谷川清水			岡崎 実
組織部長	藤崎和之	山中邦嘉								松本 智
文化部長	野崎英明	島 一生	長谷川賀彦	渡辺俊一			五百藏義章	田中 平		
社会部長	岡林文夫	山崎和夫					山岡準一	村田 進		
体育部長	森山茂樹	大前正男	所谷福美	尾崎慶郷	大原準一		森田豊彦	尾木靖治		
産業部長	川沢紀水	山岡 浩	中平幹運	梅木文吉	岩原武幸			安岡鶴夫		
家政部長	浜田千栄	吉松 綠	弘井雅子					岩神寿美枝	松本就子	
会計	書記長兼安岡梅子 任 田内俊一			中平 仁						

第四回青少年指導者地區別講習會實施計画

一、趣　旨

1　昨年十一、二月並びに本年四月、文部省主催による青少年指導者講習会の大要を傳達する。

2　本年五月高知縣教育委員会並に高知縣連合青年團主催で開催した第四回青年指導者中央講習会の内容の中、本縣の教育体育青年團体の現狀並に將來についての討議会びレ及レクリエーション等について研究する。

3　合宿生活による全生活のふんいきの滲み出る友愛と信義による青年運動の連携とその活潑化を期する。

二、主催と後援

1　主催　高知縣教育委員会、各郡市連合青年團、各地区及び町村青年團、高知縣連合青年團

2　後援　高知縣教員組合、高知新聞社、開催地区市町村

三、プログラム

1　別紙地区別講習会案の一並びに案の二及び講師名簿を參考として立てること。

2　選抜科目の項は各地区において自由に計画する。

3　地元講師の起用を考えること。

四、開催場所　左記を原則として協議すること。

安芸五会場　香美四　土佐、長岡三(嶺北1土佐1嶺南1)吾川五

高岡七　幡多六　市五

五、経　費

1　会場費、講師旅費は教育委員会負担その他の経費は開催地区にて負担する。

2　講師は経費の都合で文部省講習受講者並びに中央講習会受講者二名以内、外來講師二名以内及び教育委員会縣郡市連合青年團三名以内とすること。但し地元講師はこの限りでない。

六、報告及び開催期日

1　六月十日までに開催日時、プログラム申請、講師名、場所などの事項を記した開催要項を社会教育課青少年教育係まで失期なく報告すること。但し開催期間は講師その他の都合で左の日程によること。

高知市自七月十日至二十日、安芸郡自八月一日至八月十日、香美郡自七月二十一日至七月三十日、土佐長岡郡自九月十二日至九月二十一日、吾川郡自八月二十一日至八月二十八日、高岡郡自八月二十八日至九月十日、幡多郡自八月十日至八月二十一日。

各郡市の已むを得ない事情のあるときは協議の上変更するが、なるべく右によること。

2　講習会は次のように期日を重複するよう考慮されること。

例　佐喜浜十一、十二、十三日　室戸十三、十四、十五日。

日時の決定については順次講習して行くのに便利なように配慮しておくこと。

七、受講者

1　各分團班の役員以上で六十名以下四十名以上であること。（四十名に足りない時は隣接地区と連絡の上合併して行うものとする）

2　各町村團の團員分團数其の他の事を考慮の上機会を平等に与えるよう配慮のこと。（従來一町村から多数出席し或は一名の出席者もない町村もあつたがかゝる事のない様特に留意）

八、備　考

1　講習の成果は会場などの施設及び開催前の周到な準備の如何によることが大きいので、その点について十分留意のこと。

2　生活諸用具（食器、家具、蚊帳その他）は開催地に於て準備のこと。

運営委員会

期日　六月十日午後二時　十一日午後一時

場所　民生会館又は林業会館

参加者　社会教育課、高知縣連合青年團本部役員全員、各郡代表者

経費　実費支給

議事　1　本年度事業計画の打合わせ

2　第四回地区別講習会の充実化

3　高知縣青少年会館について

4　その他

第三回高知縣青年縣議會實施計画

一、趣　旨

縣下青年に対し民主政治の方法技術並に精神を体得させ、高知縣次代の担当者である青年に、縣政の実態を研究把握する機会を与えると共に、縣政に青年達の声を力強く反映し、本縣青年團運動の今後に画期的な方向と示唆を与えるにある。

二、主　催

縣連合青年團、縣弘報課、縣教育委員会、高知新聞社、高知放送局。

三、日　時

（第一案）　昭和二十五年十二月十六日（土）　自九時至一七時

十七日（日）　自九時至一七時

十八日（月）　自九時至一七時

（第二案）　昭和二十六年一月十五日　自九時至一七時

十六日　自九時至一七時

十七日　自九時至一七時

四、場　所　高知縣議会議事堂

五、高知青年縣議会議員及び執行部

1 A 議員資格　高知縣連合青年團員であること。

B 議員定数　安芸五、長岡五、高知市六、吾川四、香美四、高岡六、幡多五、土佐二（縣四十一名）

C 議員選出方法　各單位團別に各々團大会に於て選出する。

◎ 備　考　定員の中に必ず女子を一名以上加えること。

2 執行部

第一案　縣執行部に依頼

第二案　縣議会議員中より選ぶ

六、細部運営委員会による。

團報編集委員會規約

第一條　本委員会は團報編集委員会と言う。

第二條　本委員会は縣團々報発刊の爲記事の取材及び編集にあたる。

第三條　本委員会の委員の構成は次の通りで任期は一ヶ年とする。但し再任を妨げない。

一、役員　委員長一名　副委員長二名　委員若干名

二、機構　渉外部　内部対策部

第四條　委員長は大会に於て選出し、本委員会を代表し統理する。

第五條　副委員長は本部役員に於て選出し、委員長を補佐し委員長事故ある時は之を代理する。

代理する。

編集委員　五名　文化部長推与し、本部役員会の承認を得て決定しこの会の目的遂行に当る。

協力委員　各々單位團の文化部長を委嘱し團報発行のため情報を提供し協力する。

第四條　本委員会は毎月一回定期に編集会議を開き、その必要がある時は團長の承認を得て委員長が招集する。

第五條　この規約は昭和二十五年　月　日より施行せらる。

東口杯對策委員會細則

第一條　本細則は東口杯対策委員会細則という。

第二條　この目的は九月二十三、四日に行はれる東口杯全国大会に備え万全の準備と本縣選手の選定と併せて体育向上に資するにある。

第三條　委員会は第二條目的達成のため次の役員機構を置く。

一、役員　委員長一名　副委員長二名　委員若干名

二、機構　渉外部　内部対策部

第四條　委員長は大会に於て選出し、本委員会を代表し統理する。

第五條　副委員長は本部役員に於て選出し、委員長を補佐し委員長事故ある時は之を代理する。

第六條　委員は各〻地域、職域單位團の体育部長とその他本部役員会に於て選出し、夫〻機構の執行と運営に当る。

第七條　渉外部は主催者側及び他團体との連絡を密にし、縣外選手の世話案内等に当る。

第八條　内部対策部は他團体と連絡をとり、主として縣下各地予選会及び本縣選手の世話等に当る。

第九條　この細則は昭和二十五年五月二十九日より適用する。

第十條　この細則は昭和二十五年十月一日失効する。

東口杯大會實施計画

一、趣旨

東口杯全国青年府縣対抗陸上競技大会誘致に就きましては縣團としても格段の努力を拂い、愈〻本年九月高知市に於て開催の運びと成りました事は青年團としては勿論、本月スポーツ界未曾有の慶事と言はなければなりません。我々は第一回本大会優勝の栄誉を思い、今回第五回大会を通じ本縣スポーツの振興と青年の大同團結を計り、以つて縣下青年團の再建につくしたいと思います。殊に本大会には三笠宮両殿下の臨席もあり、妃殿下を中心に女子青年の協議会を開催する等、又現在迄の郡市別対抗の縣團体育大会を同時に東口杯本縣予選とし、各郡市に於ても之に準じ活氣的な運動を展開致し度いと存じます。

倘参考資料を左に掲げます。

一、主　催　日本陸上競技連盟、高知縣、高知縣教育委員会、高知市、朝日新聞社

二、期　日　昭和二十五年九月二十三、四日

三、場　所　高知市設陸上競技場

四、経　費　別紙予算書の通り

五、主催者準備

1　準備委員会設置

委　員　長　廣木副知事

副委員長　八名　青年團関係　團長　山岡謙蔵

常任委員会　四十名

青年團関係

書記長　吉良　隆俊

体育部長　森山　茂樹

市團長　松本　正明

専門部

総務部、企画部、技術部、資金部、施設部、観光宣傳部。

2　事務局設置

六、縣連合青年團対策　対策委員会設置　別紙の通り

1　職域各郡市予選会

A　各職域地域に於て決定するも重複をさけて陸協及び主催者側の指導援助を受ける（七月三十日迄に終

了）

B 経費 会場費等準備委員会負担

2 縣團体育大会

A 日時 八月十三日

B 場所 高知市

C 経費 選手旅費、会場費、準備委員会の負担

D その他 この大会を以て東口杯本縣予選とする

3 本縣代表選手の訓練選手決定と同時に通知するも、経費（日当を含む）一切準備委員会負担。

4 右㈠乃至㈢は各々郡市職域團の体育部長等よりなる。

5 渉外部は縣外選手の世話、案内に力を注ぎ特に團員の協力を望む。

6 三笠宮妃殿下を中心とする女子青年協議会。

A 日時 九月二十五日

B 場所

C その他 本部役員会に於て決定通知するも多数の参加を望む。

第五回東口杯全國青年府縣對抗陸上競技大會予算書

歳入

款項	目	節	金額	備考
一款 東口杯大会費				
一項 負担金	一目 負担金		八、四八一、〇〇〇、〇〇円	
		一、縣負担金	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	
		二、市負担金	六、〇八一、〇〇〇、〇〇	
		三、朝日新聞負担金	四〇〇、〇〇〇、〇〇	
二項 入場料、廣告料及び賣上料			七三五、〇〇〇、〇〇	
	一目 入場料	入場料收入	六〇〇、〇〇〇、〇〇	

	二目 廣告料			八五、〇〇〇、〇〇
		一、プログラム、廣告料收入		三五、〇〇〇、〇〇
		二、ポスター、廣告料收入		五〇、〇〇〇、〇〇
	三目 賣上料	一、プログラム、賣上料收入		四〇、〇〇〇、〇〇
三項 寄附金				四〇〇、〇〇〇、〇〇
	一目 寄附金	一、協賛会寄附金		四〇〇、〇〇〇、〇〇
四項 雜收入				一〇、〇〇〇、〇〇
	一目 雜收入	一、雜入		一〇、〇〇〇、〇〇
合計				九、六二六、〇〇〇、〇〇

歳出

款項	目	節	金額	備考
一款 東口杯大会費			九、六二六、〇〇〇、〇〇	
一項 事務局費			六五七、〇〇〇、〇〇	
	一目 職員給	一、給料	一四二、〇〇〇、〇〇	専任補助書記 男一人 月六、〇〇〇円 六ケ月 三六、〇〇〇円

二目旅費	一、旅費	二七〇、〇〇〇、〇〇	職員雇員女一人月三、五〇〇円　三人分四、五〇〇円（一人五ヶ月　二人四ヶ月）
三目需用費		二二五、〇〇〇、〇〇	
	一、消耕品費	二四、〇〇〇、〇〇	
	二、備品費	四九、〇〇〇、〇〇	
	三、印刷費	六〇、〇〇〇、〇〇	
	四、通信費	四八、〇〇〇、〇〇	
	五、借料及び損料	五〇、〇〇〇、〇〇	
二項　大会準備費		一、七九九、〇〇〇、〇〇	
一目会議費		三九六、〇〇〇、〇〇	
	一、委員会費	三六、〇〇〇、〇〇	
	二、旅費	三〇〇、〇〇〇、〇〇	
	三、食糧費	六〇、〇〇〇、〇〇	
二目審判費		四三〇、〇〇〇、〇〇	
	一、審判養成費	一五〇、〇〇〇、〇〇	
	二、選手強化費	二八〇、〇〇〇、〇〇	
三目需用費		八七三、〇〇〇、〇〇	

		一、役員記念品賞	一〇〇、〇〇〇、〇〇	
		二、ポスター、プログラム製作費	二九一、〇〇〇、〇〇	
		三、徽章腕章費	八二、〇〇〇、〇〇	
		四、バッヂ作製費	三五〇、〇〇〇、〇〇	
		五、印刷費	一五〇、〇〇〇、〇〇	
	四目 予備費	一、予備費	一〇〇、〇〇〇、〇〇	
三項 大会費			一、六九〇、〇〇〇、〇〇	
	一目 選手及び本部役員費		一、〇二四、〇〇〇、〇〇	
		一、旅費	九六四、〇〇〇、〇〇	
		二、食糧費	六〇、〇〇〇、〇〇	
	二目 大会当日費		三六六、〇〇〇、〇〇	
		一、放送費	二〇、〇〇〇、〇〇	
		二、会場費	一〇〇、〇〇〇、〇〇	
		三、案内所費	一〇〇、〇〇〇、〇〇	
		四、映画製作費	六〇、〇〇〇、〇〇	
		五、救護費	二〇、〇〇〇、〇〇	

| | | |

五、申込み並に抽せん会

1　申込みは別紙形式で七月二十日正午迄に「高知縣教育委員会社会教育課体育係」に必着すること。

2　抽せん会は七月二十日午後一時から、社会教育課内で大会委員並に総務員によつて行う。

六、審判規定　国民体育大会審判規定による。

七、表　彰　團体、個人共第三位迄とし表彰狀並にメタルを受与する。

八、大会当日の日程

1　開会式

①役員選手入場　②開会の辞　③主催者挨拶（教育長、團長）　④審判長注意　⑤選手代表宣誓　⑥閉会の辞　⑦役員選手退場

2　試合開始

①團体戰　②個人戰

3　閉会式

①役員選手入場　②開式の辞　③成績発表　④表彰狀受与　⑤審判長講評　⑥会長挨拶　⑦閉式の辞　⑧役員選手退場

九、役　員

会　長	高知縣教育委員会教育長	杉村　盛茂	
副会長	同　社会教育課長	西村　正男	
顧　問	高知縣連合青年團長	山岡　謙藏	
	高知新聞社長	栗尾　結城	
	高知縣学生相撲連盟会長	森本長太郎	
	高知縣相撲振興会長	池沢　森亀	
委員長	教委社会教育課体育係長	森沢　栄晴	
委　員	高知新聞社	田内貢三郎	
	高知縣学生相撲連盟	藤田　秀彦	
	教委社会教育課	楠瀬　公	
	同	横山　要喜	
	同	山本　邦彦	
	同	福井　健造	
	高知縣連合青年團	岡村総次郎	
	同	安岡　四一	
	同	吉良　隆俊	
	同	羽方　好久	
総　務	社会教育課	前田　宏	
	同	門田　豊	
	連合青年團体育部長	森山　茂樹	
審判長	高知縣学生相撲連盟	都築　運	
主　審	片田三子雄、友村　明、川村　栄		
	細川　裕司、池上　信男		
副　審	杉本　喜一、窪田　清春、橋詰　実		
	大畠政次郎、中村　明喜、和田　久義		

五、四　　三、二　　一

土居　武夫、坂本　博行、北岡　芳雄
田内貫三郎、片山　武文、上田庄三郎
藤田　秀彦、近藤　勝、小松　幹雄
田村　和夫
進行係　片山　嚴城
記錄係　安岡　利明（農高生徒二名）
掲示係　竹内　直男（青年團員二名）

一〇、備　考

1　各郡市に於てできるだけ独自の青年團町村対抗相撲大会を開催されたい。

2　申込みは別に予選会を行はないので直接申込まれたい。

以上

第一回縣下青年團町村對抗体育大會要項

一、主催　高知縣教育委員会、高知縣連合青年團
　後援　高知新聞社、高知縣体育会

二、期日　昭和二十五年十一月十九日（日）午前九時

三、場所
　1　卓球（土佐第一高校）
　2　ソフトボール（追手前高校）
　3　バレーボール（丸の内高校）

四、種目　①卓球　②ソフトボール　③バレーボール

五、試合規定
　①　試合形式　町村対抗とし、各町村一チームとする。（但し高知市は小学校の通学区単位とする）
　②　参加資格　昭和二十五年十一月一日現在その町村に居住する満二十五才以下の青年團員で、所属町村青年團長の証明する者。（但し高等学校以上の在学生を除く）
　③　選手人員
　　卓　球　各町村一チーム男子三名女子二名計五名補欠各一名とし、個人戰は正補七名で行う。
　　バレーボール　各町村一チーム　男子六名女子三名計九名
　　ソフトボール　各町村一チーム　男子七名女子二名計九名
　④　試合方法　申込数により決定する。

六、申込並に抽せん会
　①　申込みは十月末日迄に「高知縣教育委員会青少年体育係」に必着する事。
　②　抽せん会は十一月五日午後一時から社会教育課内で大会委員並に総務員によつて行う。

七、審判規定　各競技協会規則に依る。

八、表　彰　各競技別團体個人とも三位迄に表彰状を授与する。
　團体優勝チーム並に個人優勝者に対してメタルを授与する。

九、備　考　各郡市別に予選会形式で右記種目による郡大

会を開催する事を望む。　以上

産業研究奨励に關する委嘱について

青年團体の運営が團員の職業に直結し、地域社会の産業の復興生産の昂揚に寄与する事は極めて重要な事である。このことについてはその必要性を認められ、既に各青年團体においてグループ活動を通じ、若しくは一人一研究等によつてその目的達成のために努力していられることゝ察せられるが、特にこの方面を奨励する意味から優良な研究に対し、縣下に於ける青年團体の中十ケ團体（又は個人）を委嘱して御研究を願いたいので、左記に依つて推せん又は申込み下さる様依頼する。

記

一、委嘱費　一個人に対して二千円研究費として支給する。
但し研究がグループである場合には二千円をその構成人員に割当てる。

二、推せん申込期日　六月十日（各團体からの申込みによつて当方にて選考し。十ケ團体に研究を委嘱する）

三、宛　先　高知縣教育委員会事務局　社会教育課　青少年教育係

四、研究グループ選考基準及び選考委員
1　研究が産業の復興生産の昂揚に寄与するものであること。
2　研究がその地区地方の要望するものであること。
3　研究が実用的であつて、誰でも実行でき易いものであること。
4　收入が多く研究を通じて興味あるものであること。
5　選考委員　社会教育課、縣連合青年團

五、推せん又は申込みの様式
左記様式による書類をもつて具申すること。

六、備　考
1　産業研究委嘱團体に対しては中間指導を行うと共に、その研究の進歩狀況について報告を求めることがある。
2　研究の成果は明年二月下旬発表会を開いて縣下に公表し、他團体の産業團体に対する啓蒙に資する。

（様式）　産業研究委嘱申込書

研究題目			
研究グループ又は個人名		同上代表者氏名印	町村名
研究の場所面積など			
研究の内容並びに計画			
必要な経費			

記入上の注意　研究グループ名の欄にはそのグループの構成員の住所氏名を記入すること。

研究内容並に計画はなるべく具体的に詳しく書くこと。

追記　各位の推せん又は申込みによつて委嘱を選考決定し通知すると共に、委嘱グループとの研究計画の打ち合はせと研究の会を開く。

あとがき

1　編集の大綱については協議したが、具体的な問題について協議する時間がなかつたため、この資料が全体を通じて粗雑な資料となつたことは、まことに申し訳ないと思います。しかし、個々の主題については執筆者のおかげで何れも充実したものが相当多く、青年諸君の脳裡を強く打つものがあることを確信していますが、内容については批判検討されて、諸君の良識において是とするものを入れ、非とするものは捨て、頂くことは大切であると思います。

2　私の意図の足りなかつたため、執筆を願つた文部省講習者の方のうち重複その他の理由から一部は割愛を余儀なくされ、内容についても変更の止むを得なかつたのは、折角の御努力に対してお詫びの言葉もありませんが、この資料の全体的見地から御了承願いたく思います。それでも読者諸君の方には重複の点、冗長の点も認められると思いますが、それは私の人間性の弱さであります。

3　原稿の順序について苦心しましたが、一応この講習会の大要、全般的な問題、具体的事項、青年に対する要望、終りに

組織青年、大部分の連合体である高知縣連合青年團の内容、附錄として調査課にお願いして苦心された青年團体一覧表としました。この点についても全般的な欠かんと共に御高見を頂き御教導をお願い致します。

4

こゝに御執筆下さつた方々は、何れも青年を愛し理解している方であります。いままで接しなかつた人もありましようが、これを機会に廣く交友又は指導を受けられて、青年活動の大きな躍進を課されるよう切望します。

5

この資料の原稿校正については藤崎和之氏の特別な御尽力と宇都宮迪子、英子両姉妹の御努力に負うところが多いので深く感謝したい。

6

「まえがき」に述べてある目的に副つてこの資料が活用され、青年運動の將來に大きな前進が期待されることを強く期待し、意の足りなかつたお詫びを申し上げてこのあとがきを終ります。

読者諸君の御批正と大衆勤労青年の福祉が一日も早く充実され、その実態に即した教育制度の確立を念願しつゝ。

一九五〇、六、二一　前田宏

昭和二十五年八月十五日　印刷
昭和二十五年八月二十日　発行

「共励の糧」　青少年教育資料第十号

高知縣教育委員会事務局
編集兼発行人　社会教育課長　西村正男
高知市丸の内五
印刷所　高知縣印刷所
発行所　高知縣教育委員会事務局
社会教育課

【非賣品】

附錄

青年團体名簿

高知縣內青年團体名簿

△縣及び各郡市地區連合青年團（昭和二十五年四月現在）

團名	團長名	團長住所	男	女	計	備考
高知縣連合青年團	山岡謙藏	市、朝倉米田			二、八〇〇	事務所 市赤石町四〇 吉良隆俊宅
高知市同	松本正明	市、万々二九六			二、四七八	
安芸郡同	浜田佳吉	安、奈半利町			七、五三四	
香美郡同	木下光明	香、野市町			二、五五八	
土佐郡同	滝石流水	土、鏡村			九五六	
嶺北同	藤島尊	長、本山町			計 三、三三七	
嶺南同	中田保	長、大篠村				
吾川郡同	上田修次郎	吾、芳原村			二、三八六	
高岡郡同	田辺博造	高、大野見村			七、三三四	
幡多郡同	兼松林檢郎	幡、中村町			八、三三七	

幡多郡地區連合青年團長名簿

地区別	地区團長氏名	同上住所	参加町村名	同上町村數
幡東区	三宅忠二郎	佐賀町佐賀	佐賀町・大方町・白田川村	三

吾川郡地區連合青年團長名簿

地區別	地區團長氏名	同上住所	參加町村名	同上町村數	單位團數
吾南連合青年團	川崎章男	弘岡下ノ村	八田・弘岡上・中・下ノ村・芳原	一〇	一三
吾川郡中部同	森　薫	三瀬村	森山・仁西・西分・諸木・秋山		
吾北同	岡林　定	小川村	伊野・三瀬・神谷・明治	四	四
吾西同	杉本芳廣	池川町	清水・小川・上八川・下八川	四	四
			大崎・横畠・池川・名野川	四	六
計				三三	三七

高知市

名稱	役員名	會員數	一カ月の一カ會合數	出席率	下部組織の數	設立年月日	備考
高知市連合青年團	松本　正明	六〇	五	二	幹部合八	昭三、八、三〇	高知市赤石町四〇 吉良方

幡西一區	江口鉄之助	宿毛町			
幡西二區	篠上常芳	小築紫村小築紫			
渭南區	畠中巽	清水町以布利			
中央西	上岡範幸	中筋村有岡			
中央東	本田弘吉	下田町下田			
北幡區	森山茂樹	大正町田野々			

宿毛町・沖ノ島村・橋上村			
小築紫村・奥内村(東)			
奥内村(西)・月灘村			
清水町・伊豆田村			
三崎村・下川口村			
中筋村・東中筋村・三原村・山奈村			
平田村			
中村町・下田町・東山村・蕨岡村・富山村			
大川筋村・後川村・八束村・具同村			
大正町・昭和村・十川村・江川崎村			
津大村			

| 普通 | | |

中須賀同	楠本数雄	三六	五	一	五一		同三、四	中須賀四三
久重同	永野直利	三〇	10	二	四九	二	同三、10	久重小学校氣付
一宮同	桑原寺之雄	四五	10	一	四七	四	同四、三	一宮中学校氣付
長浜桑同	森沢慶吉	二六	五	一	五五	二	同三、二	長浜桑
長浜築山同	赤田進	四一	五	一	六一	二	同三、八	同築山
尾立同	大西一郎	三三	三五	二	六七		昭三、七	市尾立
薊野同	植田英昭	四六	10	一	六七		同三、九	市薊野三四
旭町一丁西同	松岡稔	三三	10	一	四九		同三、二	旭町一丁西
同二丁同	山崎猛	三七	10	一	六六		同四、二	旭町二丁
桑同	山崎明	四三	五	二	六六	四	同三、10	桑小学校氣付
比島同	町田昭博	二五		一	六一		同三、四	比島町三六
高知東部同	内田多光夫	10	三	二	六0	0	昭三、四、一	西洋町三0
浦戸西南浦	島田年喜	四七	、五	二	六七		同三、11	浦戸西南浦
高須女同	飯田喜代子	二六	10	二	六六		同三、四	高須四六飯田方
陸会	中屋晴危	三七	五	一	六七		同三、11	下島町中　中屋方
宗安寺同	伊藤嘉信	二六	10	二	六六		同三、10	宗安寺
計		三四六				五三		

安藝郡

名称	役員名	会員数	一カ月の会合数	一カ月のその出席率	下部組織の数	設立年月日	備考
東川村連合青年團	大井 五郎	一八七	三四	〇、五	七五、九	八	昭三一、四、一五	安芸郡大井局
安田町同	佐竹 恒雄	一、五三〇	一	一	八〇	八	同三一、三、一〇	
土居村4Hクラブ	大坪 学	六二	〇	一	七〇	七	同三一、四	安芸電六七
田野町同	岸野 豊馬	四〇〇	一	一	八〇	二	同三一、四、一	安芸郡田野小学校
伊尾木同	小原土佐男	一三	三	二	一〇	七	同三一、八、一	
西分同	長崎 秀雄					三		
馬路村同	長山 中巖	一三〇	一〇	二	一〇三	四	同三〇、一三	馬路中学校電六
井の口同	横田 秋好	三〇〇 年 四〇		一	七	九		連絡先井の口村一ノ宮甲六八 横田秋好
室戸町同	米沢 善衛	八〇〇	五〇錢	二	五〇	二	昭三一、三、一三	電話室戸局一八 事務所 米沢善一郎方
安芸町同	長谷川清水	二五〇		一	八〇	七	同三一、四、一	
安芸町穴内同	小松 美男	九〇	五	八	八五	六三	同三一、四、一	
安芸町黒鳥同	公文 昌一	五〇	五	二	八五		同三四、八	
和食同						五		
赤野村同	仙頭 土生	八〇	四〇〇	三	八〇	二	同三二、一、一〇	
畑山村南部同	中川 一郎	七五	五	一	七〇	七	同三一、三	井の口甲一番(電)

畑山村北部青	小松　渉	五〇	二五	一	七五	四	同三、三						
吉良川町同	安岡　彈	三五〇	一	七〇	一五	同三、四、一	事務所小学校電話三						
羽根村同	山下　正治	三九〇	五〇	四	九〇	一八	同三〇、一、一〇	羽根中学校電話七					
川北同	樋口	男一四五 女七五	一〇	三	議事会七〇 総会五〇	九	同三、一、三						
馬の上同	竹崎　幸典	四五		四	七八	七	明四四						
野根同	松村　幸雄					五							
甲浦同	小川　松之					七							
奈半利同	浜田　佳吉					一〇		新生團長					
佐喜浜同	桑野　保美					七		山下南海域					
室戸岬町同	柳川　明滌	一、〇七五	三月に一	七〇	七	昭三、一一、一	室戸岬町彼場電一						
同　椎名振義会	久保　竹一	一八〇	一〇	同一	八〇	同三〇							
同　三津青年会	木下　秋則	一四〇	一〇	同一	八五	同三〇							
同　高岡同	永野　正男	七五	一〇	同	七〇	同							
同　津呂同		五〇〇		同	六〇	同							
同菜生同	辻元　稔雄	一五〇		同	七〇	同							
同耳崎同	宮崎一右エ門	一〇		一	五〇	同							
同坂本同	柳井　政成	三五	一〇	同	六〇	同							

北川村連合青年團	田中　平	二六八		二	四〇	五	同二一、四、一
計		七、五二五				一九八	

香美郡

名称	役員名	会員数	一ヵ月の会費	一ヵ月の会合数	その出席率	下部組織の数	設立年月日	備考
在所村青年團	小野川土佐憲	三四五	五	二	七〇	九	昭二一、一〇	在所村役場 美良布二番
赤岡町同	北川　賢一	五〇		三	七〇	八	〃二三	
同農事研究連盟	内久保岩太	六〇		一	六〇		〃二三、四、一〇	
西川村南部〃	常石　学		一〇	二	七〇	七	〃二一、一、一	西川村役場 赤岡一三番の二
吉川村同						三		
佐岡村同	弘末　栄洋	四三		二	九〇	九	〃二一、九、一五	
上韮生村同	田中　平	一四〇	一〇	二	五〇	四		
岸本町同	島内　公平	二七				三	〃二四、四、一	
山田町同	岡崎孝一郎	一三二	五	一	八〇	三	〃二五、五、一五	
槇山村同	山崎　茂					五		
曉霞村同	林　博敏	一二八	八	一	六〇	三	〃二四、八、三一	
香宗村同	久武　好隆	一三二		一三	七〇	八	〃二四、四、一	香宗村役場 電話赤岡二番甲

片地村同	小松　正夫	二三五	一〇	二	九〇	六	昭二一、一二	
野市町同	北村　益美	六〇	一〇		四〇	九		電語野市一六番
前浜村同	沢田　幸彦	八五	〇	一	五〇	七	昭二四、一〇、一	
山南村同	足達　啓資	九八	一〇	五	三〇	七	〃二四、八、一六	
德王子村同	千屋　四郎	五〇		一	二〇	四	〃二四、四、七	
夜須町同	野崎　英明	三〇八		二	九〇	一八	〃二〇、四、一	
大楠植村楠目青年團志会	依光　宗八	一〇二	一〇	一	五〇	一〇	〃二三、九、二〇	
美良布町連合青年團	毛利　俊男	一八〇	五	二	七〇	七	〃二五、二、一〇	
東川村同	山本　隆重	一一〇	〇	年二	五〇	四	〃二〇、一〇、三〇	
岩村同	矢野　昭夫	八三	一	一	八〇	一二	〃二四、三、一九	会費は二十四年分
山北村同						三		
明治村青年團（男子）	傍士　多	四七	五	一	七〇	五	昭二五、四、一	
同　女子　同	柳本　裕子	二七	年二〇	一	七五	六	〃二二、六、一	
富家村同（男子）	野口　宏	三一	一〇	一	八〇	〇	〃二五、四、一五	
同（女子）同	寺内　久	一五	〇	一	九七	〇	〃二五、五、七	
佐古村同								
日章村同	杉本　明					五		

計		二、五五八			一六八		

長岡郡

名称	役員名	会員数	一カ月の会費	一カ月の会合数	その出席率	下部組織の数	設立年月日	備考
天坪村青年團	中内 啓男	一〇〇		一	七五・二	三	昭二三、一二、一	
稲生村同	前田 爲利	一五〇		一	五〇	八	〃二一、九、一〇	
大杉村同	秋山 宗時	四五〇	一	部落一 各校下二 村全体一	八五 七〇	一〇	〃二二、五、二三	
西豊永村同	松高 豊繁	四〇〇		一	八〇	三	〃二〇、一一、一	事務所 西豊永村役場 電話豊永一
瓶岩同	坂本富士夫					四		
東豊永(男女)同	上村 芳郎	四二三	二〇	一	五〇	六	〃二一、四	東豊永村郵便局
田井村同	坂田 基明	二一〇	年一〇	年三	三〇	九	〃二三、四、一	
上倉村同	岩原 武幸	一五〇	五	一	九〇	三	明四四、一、一	領石郵便局2
本山町同	柿本 礼男	一二〇		一	六〇	九	昭二一、四	
久礼田同	沢村 明夫	一五六	一〇	一	七〇	五	〃二四、二、六	事務所村役場
新改村同	高野 満	一六四	一〇	一	五〇	八	〃二四、一、九	
大津村同	池上 泉	二五〇		一	七〇	八	〃二〇、一一、一〇	
十市村同	大原 淳一	一五二	一〇	二	三五	一三	〃二三、九、一二	十市村役場(事務所)

国府村同	島崎　辰夫	一二三	一〇	三	七〇	三	〃二五、四、一	
介良同						三		
吉野同						三		
三和村浜改田同	八松　齊	八一	一〇	一	五〇	三	〃二一、一一、一	
大篠村同	中田　保	一九〇	一〇	一	四〇	一三	〃二一、一、五	事務所、公民館電話四甲（後免）
同上末松同	青木　雄三	二九						
同南三畠同	小笠原兵一	二五		三				
同野中三区東同	川村　誠治	五一				二		
同三区西同	森知　一男	五四				二		
野田同	堅田　一喜					二		
後免同						二		
岡豊村同	橋本　和夫					五		
三和村里改田同	大和田昭二					四		
計		三、二三七				一三一		

土佐郡

名称	役員名	会員数	一カ月の会費	一カ月の会合数	その出席率	下部組織の数	設立年月日	備考
森村連合青年團	門沢健吉	二四		一	六〇	七	昭二四、八、一〇	門沢健吉宛
土佐山村同	高橋重行	三三	年三〇	一	六〇	四	〃三三、五、一〇	
宇治村同	久万田正登	二〇	五	一	五〇	二	〃三一、一	宇治村役場
大川村同	長瀬英男	二八	年二		七〇	三	〃三一、一〇、一	
本川同	加藤廣只					三		
鏡村同	杉本重範					六		
地蔵寺同	窪内保					三		
計		七五				二八		

吾川郡

名称	役員名	会員数	一カ月の会費	一カ月の会合数	その出席率	下部組織の数	設立年月日	備考
上八川連合青年團	岡林定	一五〇	年三〇	年二	三〇	四	昭三一、一、一	
同上陽同	同	五〇			七〇	六	〃三四、六、一	
芳原村同	上田修次郎	三〇		二	五〇	〇	〃三一、四、三	芳原村三七一番地 上田修次郎宛
神谷同	尾崎慶郎	三一	一〇	一	八〇	九	〃三四、一〇、一五	事務所（神谷村役場） 電話神谷一番

弘岡上ノ村同	門屋忠夫	一三〇		二	五〇	五	ク三、七、10	
伊野町同	安岡保宏	一六〇	10	二	五〇	10	ク三、五、二	
三瀬村同	森薫	六三		二	九〇	二	ク三、四、四	三瀬村(電)柳瀬郵便局
同中央同	柳瀬忠一	三六	10	二	八〇	二	ク三、一	ク
同鼎陽同	間島啓昌	一三		二	五〇	二	ク三、	ク柳瀬上分
八田村同	中島渉	四五	10	二	八〇	五	ク三、六、六	伊野一三
西分村同	長崎秀雄	三六	10	一	六〇	七	ク三、六、10	西分小学校
仁西村仁ノ同	中村厳敏	10三	10	一	五〇	二	ク三、五	
秋山村同	山崎茂	一五七	一	一	五	二	ク三、一、一	村事役務所電西分二
弘岡下の村同	中山昭	四一		五	八一	二	ク三、10、10	弘岡下の村小学校
小川村同	岡林文夫	一五		一	五〇	五	ク三、二、一	
下八川村同	近沢信郷	一六	三〇	一	八〇	五	ク四、四、八	
弘岡中の村北部同	川田和夫	三五		一	八五	二	ク四、五	
同同南部同	笠原章夫	三三		一	九〇	二	ク三、八	
清水村同	渡辺俊一	七〇	三五	一	五〇	10	大二、八、五	渡辺清水村俊一日比原
大崎村寺村校下同	井上秋水	二三〇	五	一	七〇	一六	昭三、一〇	井上崎村岩戸大明方
大崎校下同	片岡正慶			二	八〇	一六		大崎村川井

諸木村同	横田俊一	一三〇		一	七〇	四	昭二、四、10	横田俊一	諸木字池上
森山村新川同	池田幸男	四一	10	一	七五	計五	〃三、六、10		
森山村森山同	秋永昭基	四五	10	一	七一		〃三、四、一		
名野川村同	申酉忍					五			
坂池川町本青年夜学会	野村裕明	三三		四	六八	計10	昭三、九、三		
〃用居同		三〇		三	六〇		〃三、一、10		
〃安居同		四〇		一	六〇		〃四、八		
〃池川同	杉本芳廣	三〇		六	五六		〃三、10		
〃椿山同		三五		三	五六		〃三、三		
〃大西同	西川安穂	四〇		三	五六		〃四、九、一		
横畠村西部同	和田正心	一四〇	五	四	六〇	五	大三		
同本部同	箭野奏三	六〇	五	三	五〇	五	〃		
明治村同	岡林和一					七			
計		三三六				一三六			

高岡郡

名称	役員名	会員数	一カ月の会費	一カ月の会合数	その出席率	下部組織の数	設立年月日	備考
尾川村青年團	山本 忠孝	三六〇		一	七〇	三		
大野見村同	田辺 博造	三二七	五	一	九〇	一〇		連絡先大野見村役場
上半山連合同	杉本 重喜	一九〇		二	八〇	五	昭三、八、一四	白石團長（池田照男）精華同（岡林義輝）
東又同	田内 眞一	四五〇	五	一	六〇	三	〃二四、五、一	
東又村志和同	井上 博一	三三〇	年 三〇	一	六〇	三	〃三一、一〇	
須崎町新荘同	堅田 寛	九〇	五	一	四〇	二	〃三五、三、一七	
上の加江町同	津野 良雄	一六二		役員会一総会年二	一〇〇八五	六	〃二四、一一、三	
多の郷同	神保 博					五		
黒岩村同	須内 正道	三三六			七〇	八	〃三〇、一三、九	
松葉川同	廣田 汎明					五		
加茂村同	山脇 史郎	一〇六	三〇〇	一	七〇	三	〃三三、六、一	
戸波新興同	岩川 嘉雅	三〇〇	〇	一	五〇	八	〃二四、四、一	
下半山同	片岡 幸雄	三五〇		一	八〇	一〇	〃三五、五、三五	
宇佐町宇佐同	明神 秀夫	六〇四	五	一	四〇	八	〃二四、四、一九	

浦の内村同	中村多計志	三五〇		二	公五	五	〃三一、八、一九	中浦村の内多計志郵便局内
東津野村同	久原正人	三六	三	一	六〇	七	〃三一、四、10	
新居村同	門田利道	一三	年三〇	年四	六〇	五	〃三〇、10、一	
鹿川連合同	阪田忠三	三六〇	五	年一	六〇	七	〃三二、二、三〇	
川内村五月会	寺田利男	一八		一	六〇	三	〃三五、四、一五	
波介村同	明神可一	一九〇		一	三〇	四	〃三五、四、三〇	明波神介可村一出間
北原村同	岡林正博	五五		年二	六〇	九	〃三四、七、10	
別府村同	大野富亀	五七〇		二	五〇	七		
日下村同	森下直殷	二六〇		一	五五	10	〃三二、五、一	
上分村同	山本隆	一三〇	五	二	五六	八	〃三四、七、二四	
大桐村中央同	古味友重	一八	五	六	五六	三	〃三五、一、七	
同柳見川同	齊藤好明	四〇	五	五	五五	六	〃三二、五、一	
高岡町連合同	植田篤実	四八〇	五	二	六〇	10	〃三五、一、一六	
能津村畦谷同	畠山猛	一一	五	五	100	二	〃三四、一一、三	
同鴨地同	細木喬	二五	10	一	六〇	二	〃三二、九、一	
同中央部同	中村哲治	二五	五	二	五五	四	〃三二、九、10	
高石村同	井上操	10五	10	一	六〇	三	大九、三	

仁井田村同	横山　幸三	三九九		一	七〇	八	昭二四、九、一
蓮池村同	森田　鷹二	二七	一〇	一	八〇	三	〃二三、一、二〇
佐川同	森下　三郎						
吾桑村連合同	大野万寿猪	一三〇	一	一	七〇	計六	昭二三、四
同　郷愛同志会	池野　正伊	一四	四〇	一	六〇		〃二四、七、三
同　若葉会	澁谷　倫夫	二五	二〇	八	八五		〃二四、九、八
久礼町同	松本良太郎					三	
興津村同	林　光三郎					五	
檮原村同	中平　進篤					八	
斗賀野村同						三	
長者村同	大野千惠増					四	
計		七、三二四				二三九	

幡多郡

名称	役員名	会員数	一カ月の会費	一カ月の会合数	その出席率	下部組織の数	設立年月日	備考
伊豆田村青年團	岡田　次男					九		
東山村連合同	浦田　明治	一五〇	二〇	三	七〇	四	昭二一、一三、一五	

橋上村連合同	栗原　透	二五〇	五	一	八五	八	〃二一、四、一	
大正町連合同	森　敏夫	一〇〇	五	一	一	七	〃二三、一、一	
大川筋村同	竹内源一郎	一七〇	五	二	七〇	九	〃二一、四	
江川崎同	田中　稲美	一四〇	五	二	八〇	一〇	〃二一、四	
沖ノ島村同	岡崎　義勝	三〇〇		年一	七〇	五	〃二三、七、一	電話母島五
蕨岡村同	景平　和平	一四七		年二	八〇	六	〃二〇、九、一五	
奥内村東部同	浜田　聰明	三一四	一〇	年六	六〇	八	〃二三、五、一五	電話弘見四
小築紫連合同	篠上　常芳	四五三	五	一	九〇	一四	〃二〇、一二、二〇	
十川村連合同	畦地　敬	男七三 女五八 計一三一	〇	〇	八五	七	〃二三、一〇、二三	定期会合なく年二回位総会開く。存在のわからぬ程度
平田同	岡崎　一三	一五三	二	年一	八〇	五	〃二一、二	
津大村連合同	中平　幹運	二八五	六	年三	八〇	一〇	〃二一、三、五	
白田川村同	西内　保猪	二〇九		年一		九	〃二〇、一一、一五	
後川村連合同	坂本　賢造	二三〇		年二	六〇	三	〃二一、八	
山奈村同	浜田　実	二五〇	二	一	六〇	四	〃二一、一	
清水町同	新谷　勇	五〇〇		一	五〇	一三	〃二〇、一〇、一	
三崎町連合同	細川　一徳	三五四	二	年一	九〇	九	〃二三、一、一	電話三崎局一三

東中筋村連合同	市原修一	公	五	一	公五	五	〃三0、10、三0	
八束村連合同	植木頼政	二六	五	一	七0	10	〃三0、11、三	
宿毛町連合同	所谷福美	七00	0	一	六0	四	〃三0、10	
青中村町協議会	小野一男					五		
佐賀町青年團	三宅忠二郎	三五	五	一	九三	四	〃三0、10、10	
具同村同	浜田昭	七0	年五0	年一	七0	三		
下川口村同	竹葉延一	五00	八三0	一	九五	一五	昭三0、九三五	
大方町同	成子卓	七10	年三0	年二	六0	八	〃三0、一三、三0	電話大野1
昭和村連合同	平野幸吉	三00	10	年二	五0	五	〃三一、四一	分圖三
三原村同	申平嘉彦	三五	10	二	九七	一三	〃三三	
富山村連合同	尾山秀見	三五	六0		七0	計五	〃三一、三三	
同東部同	坂本正徳	九	六0	一			〃三三	
〃中部同	岡正	二四	〃	〃			〃三三	
同西部同	沖屋正一	公	〃	〃			〃	
中筋同	上岡範幸	八	10	二	九0	六	〃三二、九、一	
下田町同	本田弘吉	女男 二三0	五	一	100	八	〃三0、10、一七	
月灘村同	河内滑治					九		
計		八三七				三六0		

「勤労青年の實態に即した教育制度を確立せよ」

六・三制の義務教育終了後、全日制高等学校、定時制高等学校に進学できる青年は、ある意味で恵まれた人達であつて、その大部分は勤労大衆青年として直ちに実社会に出るのである。本縣十万の青年のうち、これら恵まれた青年即ち全日制高校に進学している青年は一三、〇三五名、定時制高校に進学している青年は三、八四一名、合計一六、八七六名であつて本縣青年の僅か二割にも足らない。

その大部分は地理的、経済的事情などから勉学の機会が與えられず社会生活場裡に放置されている現状である。

――少數者の教育より全勤労青年の教育へ――

この目的の下に一般勤労青少年に教育の機会を均等に與えることが、現下最も急務である。縣下において目下自主的に開設されている青年夜学会、青年学級、青年講座などは自覚した青年乃至は指導者、町村当局者によつて開設されている事実は、今後益々奨励援助すると共に、明治初年からの青年教育の歴史が示すようにこれが青年教養講座としてゞなく、大きく國家の教育制度として確立されなくてはならない。このことは独り本縣のみでなく実に全國的な問題として識者間において制度化の要が叫ばれ、廣く國民の関心事とならんとしている。私はこの制度が一日も早く実現するとき、時代のホープである大衆青年が健全な発達を遂げ、不良化防止に大きな役割を演じ、文化日本としての再建が強く期待されることを確信する。

次にこの制度は、青年高等学校又は青年職業高等学校の名称の下に次の基本方針の下に生れるべきものと思う。

一、一般勤労青年に教育の機会を均等に與えること。

教育の機会均等は新教育の根本原理の一つとして、すでに新憲法第二十六條で保証せられ、更に教育基本法第三條において「すべて國民は、ひとしくその能力に應ずる教育を受ける機会を與えられなければならないものであつて、人種、信條、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて教育上差別されない。國及び公共團体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。」青年高等学校（仮称以下同じ）の根本精神は一に勤労青少年に教育の機会を均等に與えようとするにある。

二、一般青少年を教育の対象とすること。

新制中学校卒業後（元青年学校在学者を含む）地理的條件や経済的事情により、上級学校に進み得ない一般勤労青少年は勿論、聴を持たず家庭において、更に勉学を希望する者を対象とすること。

三、地方の要求に適合すること。

新しい教育理念においては教育はすべて地方の要求に基ずいて計画され、実施されなければならない。青年高等学校は少数の爲のものではなく、廣く地方の一般勤労青少年の要求と、その地域社会の実情、要望に適合するよう運営されねばならない。

四、青年の実際生活に即し、魅力を持たせること。

勤労青年の心身の発達、職業生活を考慮し、実際の生活に即したものであり、公民教育、職業教育と共にグループワークの原理をも加味し、青年が喜んで出席するような魅力のある有用なものとすることが肝要である。

五、一般社会人の理解を促進すること。

民主主義社会の理想を実現するためには、一般勤労青少年の教育がいかに重要なものであるかを一般社会人に理解認識して頂き、協力の下に行われなくてはならない。

――〇――

目下青年指導者や青年の方々から経済的支援、教科書の編さん、カリキュラムの構成などの要望がある。私もその必要を痛感している。この要望を果すために関係者は勿論、縣民の方々の御協力を得て順次果して行きたいと念願している。まだ〳〵修業年数や幾多の問題が残つているが紙面の都合で省略する。創業の中にあるこの運動を完遂するために皆様の御協力を切にお願いする。（前田宏）

追記

これと方法は少し異なるが教育の機会均等の立場から全國に始めての「青年大学」が本年度から開設される運びとなつたことは御存じの通りである。経費の都合で本年は二十カ町村内外に開設する予定である。御協力を感謝すると共に今後この施設も皆様の御支援を得て充実すると共に縣下の全町村にまで開設できるよう拡充して行きたいものである。

Reports by superior youth organizations in Kochi

F433

Issued by the Social Education Section (Kochi)
July 1950

優良青年團の歩み

(The 9th material re youth & juvenile education)

昭和二十五年七月発行

高知縣教育委員會事務局社會教育課

青少年教育資料NO.9

目次

題目	團名又は執筆者氏名	頁数
一、まえがき		二
二、昭和二十二年度表彰團体		
1、表彰式辞	高知縣知事 桃井直美	三
2、本團の運営方針と事業計画	安芸郡室戸岬町椎名青年團（振義会）	四
3、小筑紫連合青年團の動き	幡多郡小筑紫連合青年團長 篠上常芳	一〇
4、我が團の歩み	長岡郡西豊永村青年團長 松高豊繁	一九
三、昭和二十三年度表彰團体		
1、表彰式辞	高知縣教育委員会	五五
2、我が岩原支團の概要	長岡郡東豊永村岩原青年團支團長 岡崎繁保	五六
3、努力のあと	幡多郡佐賀町連合青年團	六一
4、羽根村青年團の現況	安芸郡羽根村青年團長 山下正治	七七
5、本團活動のあと	吾川郡弘岡上ノ村青年團	九二
四、昭和二十四年度表彰團体		
1、表彰式辞	高知縣教育委員会	九八
2、仲びゆく青年團	高知市初月青年團長 松本正明	一〇八
3、本年度の努力点	高岡郡大野見村連合青年團長 田辺博造	一一三
4、赤野村青年團の活動狀況	安芸郡赤野村青年團	一一七
5、一ヵ年の事業と実践要領	高岡郡上半山村白石青年團	一二三
6、事業計画樹立と運営について	幡多郡大方町青年團	一二三
五、あとがき		一二四

備考　昭和二十三年度表彰團体のうち幡多郡白田川村青年團は再三の依頼にもかゝわらず原稿未着のため、止むを得ず掲載できなかつた。

まえがき

一、この資料は、昭和二十二年度から昭和二十四年度に至る三ヵ年間において、高知縣教育委員会と高知新聞社が共同主催して、表彰した優良青年團体の事業、運営の概要を集録したのである。

二、縣下各地の青年團の幹部や、指導者から他町村の青年團の運営や、事業の状況を知りたいとの要望にしばしば接するのであるが、このことは共励の上に極めて重要なことゝ思われる。この資料はその要望にも充分副うことが出来るものと確信している。

三、D・Mタイパー氏は青年團体の目的の主たるものとして、その一は修養、その二はレクリエーション、その三は奉仕であると述べられている。こうした目的の下に郷土社会の特殊事情、つまり環境に順応し、それを開拓して友愛と共励によつて、よりよき人格の完成に努めなくてはならない。

この意味で、團の運営、事業のとりあげ方などは、その地域社会の実態の上に立脚したものでなくてはならない。

この点よく御考慮の上で、批判、検討されて活用せられんことを望む次第である。

四、表彰を受けた青年團体では日夜忙しい生活の中から原稿を提供して頂いたそのお陰でこの資料ができたので、その点利用者と共に深く感謝の意を表したい。

五、こゝに集録した優良青年團についてはその表彰式の式辞において、くわしく述べてあるが、今後こうした團体が数多く、しかも継続して堅実な発展を遂げられるよう念願して止まない。

六、経費の都合で部数が少いので、一人でも多くの青年諸君や関係者、指導者に回覧して頂きたい。

第一回優良青年團表彰式辭

たゞ今表彰致しました三青年團を選定するについては、幡多支廳長、各地方事務所長、高知市長並びに各郡の連合青年團長より予め推薦のあつた九個團体についてその團体が民主的に運営されているか、その團体の活動を通じて個々の青年が修練されているか、團の運営が組織的であり且つ計画的であるか、またその團の活動によつて町村や部落が明るく住心地のよいところになりつゝあるかどうかについて調査の上決定したのであります。

三青年團共以上の観点に一致しておりますことは勿論でありますが、その中特に西豊永村青年團におきましては下部の各單位團が自主的に活動されており、しかも全村的に有機的な連絡を保ち教養的にも職業的にも見るべき実績を挙げております。室戸岬町椎名青年團におきましては、若連中からの傳統であります独自の團風の中から、封建的な面を取り去つて、よく民主化された協力活動を展開して、文化的にも又産業的にも新しい工夫と研究がなされております。小筑紫村連合青年團におきましても、下部組織の各單位團活動が極めて旺盛であり、連合團はその使命とする各團の連絡調整に当つており、教員住宅の建築河川改修工事の推進等の社会的活動によつて村の歩みを明るく方向づけております。

以上のように三青年團共それぞれの地域の実情によつて青年の協力体制を確立し、適切に運営されておりますために、その活動の総べてが大衆青年の社会教育上ひ益するところが極めて多いので、このたび新憲法施行記念日の本日終戰後第一回の青年團体の表彰となつたのでございます。最近青年團体の歩みも一応軌道に乗つたかに見えますが、しかし中には問題、あるいは又團運営に要する経済の問題等のために、何ら見るべき成績の上つていない團体もあり中にはこれ等の問題のために未だに青年團体の生れていない地域も若干あります。幸いに皆さんの團体は、この問題について、既に実践活動を通じて無言の解答を与えられ、他の團体に対して一つの進路を示唆したものと思います。

ついては、今後更に一段と研究努力を積まれて益々実績を挙げられ、以つて皆さんの團風の長所を他團へもおし拡めて青年團運動の先達的使命を全うして頂くことを期待致します。お帰りの上は以上の旨を各團員にお傳え下さるよう御依頼申し上げて式辞と致します。

昭和二十三年五月三日

高知縣知事　桃井直美

本團の運營方針と事業計画

安藝郡室戸岬町椎名青年團（振義会）

昭和二十二年度優良青年團として椎名青年團（振義会）が表彰されて以来、既に三ヵ年の歳月を経たのであるがその間の青年團活動が活潑に行われたか否かを反省する時、我々は残念乍ら遺憾に思う事が甚だ多いのである。

昭和二十二年度以降インフレーションによる生活苦、デーフレーション失業、ことに最近の不漁による漁村不況などの悪條件の上に立つた椎名青年團が、外観的に一面の後退を見せたのは必然的な変化であるかもしれない。

かくの如く現在精神的にも物質的にも困難な狀態に陥つた振義会をいかに運営してゆくかが青年自体の最大の惱みであり、部落民全体の関心である。今ここに振義会の現狀をありのまゝに記し、縣下青年團の御参考に供し、優良青年團の報告に代える次第である。

一　振義會會則

第一章　總　則

第一條　本会は椎名振義会と称す

第二條　本会は事務所を椎名公会堂に置く

第三條　本会は青年の眞性を顯現し、共励せつさ、文化的国民としての資質の向上を図ると共に、郷土発展上其の推進力

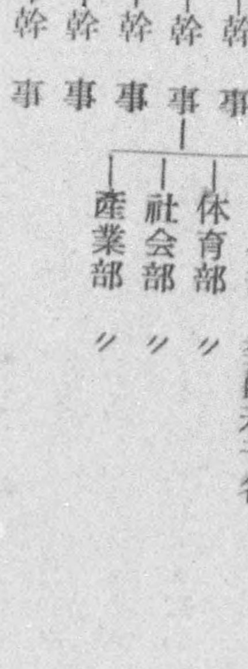

第六條　本会役職員の名称任務及び員数選出を左の通りとする

一　役　員

イ　会　長　一名　本会を総理し会員中より互選する

ロ　幹　事　十名　各部を統轄し、各部より提出した事業計画事業予算並びに幹事会で必要と認めた事項を審議し、会により決議した事項を各部に執行さす責任を持つ

ハ　幹事長　一名　会長を補佐し幹事の中より選出する。

ニ　副幹事長一名　幹事長を補佐し幹事の中より選出する

ホ　各部長　四名　各部長は幹事会に事業計画事業予算を提出し、幹事会の決議事項を執行する責に任じ幹事の中より選出する

二　職　員

イ　書　記　二名　一切の記錄を保管し、総会月例会の議事錄を作製し幹事長指名とする

ロ　会　計　一名　本会会計の任に当り幹事長指名とする

三　賞罰委員五名　会員の資質の向上を図るを目的とし、適時に賞罰を行い会員中より互選するなお細則は別に置く

ロ　会計監事　監事は八月一月二回其の他時期に応じて会計監査を行い会員中より互選する

ハ　各部委員若干名　部長を補佐し部長事故ある時は部長指名の委員が代理し幹事会で選出する

第七條　本会役職員の任期は満一ヶ年とし改選期は定例総会とする

第八條　役員で其の任務を遂行出来ない場合又は不正の行いある時は、臨時総会の決議を経て再選する事が出来る。この場合後任者は前任者の任務を継承する

第九條　本会は会員の総意に基く推選により若干名の顧問を設け任期は満一ヶ年とする　なお細則は別に置く

第三章　会　議

第十條　会議は定例総会、臨時総会、月例会、役員会、幹事会、各部委員会、賞罰委員の七種とする

第十一條　一　定例総会は毎年三月に開き、臨時総会は会員の三分の一以上及び役員会が必要と認めた場合召集することが出来る

二　役員会は緊急決議を要する事項、月例会から依たくせられた事項及び自ら必要と認めた事項を審議する

三　幹事会の職務は第六條の（ロ）の項による

四　各部委員会は各部の運営事項を協議する

五　賞罰委員会の職務は第六條の三（イ）項による

六　月例会は会務遂行の爲毎月適時開催する

第十二條　会議の議長は会員中より互選し書記は議長指名と
する
第十三條　いづれの会議も資格者の三分の二以上出席しなけ
れば開会する事が出来ない。ただし緊急を要する場合で会
議が成立しない時議長が会議の成立を認めた場合は会を開
催する事が出来る。ただし次期の会議に報告し承認を得な
ければならない
第十四條　議決は多数決として可否同数の時は議長が決定す
る
第十五條　会議の際欠席する者は其の旨を会長に届いでなけ
ればならない。なお会議の規則は別に置く

第四章　会　計

第十六條　本会会計の経費は会費事業収入寄附金等とする
第十七條　幹事長各部長は年度始めに本会各部の予算案を作
成し、幹事会に提出する。幹事会は本会各部の予算案を作
製し総会に提出する
第十八條　各部の会計は部長指名の委員之に当る。
第十九條　会計は毎年定例総会において前年度の決算報告を
する。
第二十條　本会会計は、幹事長各部会計は各部長が其の責に
任ず

附　則

第二十一條　本則は正会員の三分の二以上の同意を得て、修
正若しくは変更することが出来る
第二十二條　会務執行に当つては更に細則を設ける　細則略

二　組織の内容

椎名振義会の組織については会則にのべた通り会長一名、幹事十名、文化部、体育部、社会部、産業部に分けその委員若干名と他に会計監事賞罰委員を以て運営している。

(1)　賞罰委員について

かつて部落の推進力として自他共に許した青年層が、現在部落組織の中堅としての自信を失うに至つたのは、敗戦後二年にして道徳そのものが遵つて来た結果、青年がはつきりとした目的を持たず思想に悩み、実生活の圧迫による苦痛を味つて来たからに外ならない。

現在の日本において道徳を無視した態度を誇つて僞悪者になりますし、青年に有り勝な一種の優越感を味わつている者が、青年層の中に見出される事は、誠に憂慮すべき事である。

ここに我々は、特に賞罰委員会を設けたのである。自由という言葉をはき違え、道徳律に対する無反応が、賞罰委員会の努力を効果あらしめない点もあるが、グループによつては新しい芽生えを見せ個人の完成をめざして青年らしい情熱を見せているのである。

これら種々の傾向を持つグループの成長を賞罰委員は常に援助して努力を続けているのである。

(2) グループ組織について

椎名振義会は会則にある通り、網羅主義であるがグループ制の必要をとき、之を横の系列にしようとしたが時期なお早で天下り的にやれば之を強制する事にしかならない現状にある。

趣味を同じくし興味を同じくする者が自然に集り、グループが生れるまでグループ制の重必性を説くのが会幹事部落の指導者の責務であり振義会組織の今後の在り方であろうと信ずるのである。しかしながら、グループ組織一本にして網羅主義組織を解組するという事は振義会においては不可能である。何故ならば、本青年団の大部分の団員は殆ど漁民であつて、未明に起きて沖に働き日没後入港する生活を一年三百六十五日間断なく続けているのである。

仮に之を全部グループ組織にすると僅か百数十人の会員がグループ活動のみによつて行動することになり、五六人の小グループが散在する丈で効果が非常に薄く、会員が一堂に会する時間的余裕が恵まれなくなつてしまうのである。故に本振義会においては、網羅主義の下に趣味的グループを作つて成果をあげるのが理想であると考えられるのである。

三　本年度運營方針と事業計画

現在青年は過去の悪習にとらわれる事なく、正しい道徳を確立し、民主主義の正しい意義を考え、自己を修養し、美しい村を造り、以て国家を再建し世界の平和に努力する責務を担つている。このような観点より本年度の運営方針を左の如く決定した。

会　長（久保武一）

㈠　愛情による團結

㈡　個人の修養資質の向上

㈢　社会的見識の昂場

以上個人的な完成に主眼点を置き、お互の愛情による会の結合に努力することにした。

昭和二十五年度各部事業計画表　椎名振義会

文化部

一、図書購入　月五冊
一、図書借出　日曜日
一、座談会　一回
一、映　画　月一回
一、レコード購入　二枚
一、演芸会　一年一回
一、講習会生花　月三回

産業部

一、農業水産業の研究発表
一、郷土の農業講座（於農暇期）
一、造　林

社会部

一、各週間における運動

一、盆踊り執行
一、神祭執行
一、墓地並びに墓地清掃
一、其他の事業

体育部

一、水上競技大会　八月中旬
一、村民運動会　十月下旬
一、健康診断　未定
一、ピクニック　夏休
一、其の他の事業

以上

備考

一、運営方針により事業計画中教養方面の事業に重点をおく事にしている。
一、文化部では座談会又は討論会を度々開き、会員の資質の向上を計つている。
一、予備金を主に教養方面に使い、優良映画、図書購入に重点をおき次第に図書冊数を増加している。
一、農業水産業の研究は、研究する会員個人に研究費を渡し之を援助している。
一、健康診断
保健所に依頼し、会員全体の健康診断（レントゲン、血沈血液検査）を行う予定である。

四　昭和二十五年度振義會各部予算

本会

歳入	項目	予算	備考
繰越金		三〇、〇〇〇	三月二十日三九、八九一、四四四月一日三五、三三、四四借金（金額未定）約一万六千円程度
	会費	四、五〇〇	一人三十円
	合計	三四、五〇〇	

歳出		
電灯料	四八〇	
新聞代	七三〇	
加地子代	三〇〇	
ラジオ費	一、八〇〇	
修理費	三、〇〇〇	
事務雑費	一、〇〇〇	
連絡費	三、三〇〇	旅費、電話料
慶弔費	一、〇〇〇	
会議費	三、〇〇〇	
合計	一三、五〇〇	
差引残高	一三、〇〇〇	

社会部

項目	予算	備考
神祭	三〇、〇〇〇	寄附金
計	三〇、〇〇〇	

歳入 事業收入

項目	予算	備考
岬墓地清掃費	一、〇〇〇	二回
神祭費	一〇、〇〇〇	
研究費	二、〇〇〇	
雜費	、五〇〇	
計	一三、五〇〇	
差引残高	一六、五〇〇	

歳出 事業費

休育部

項目	予算	備考
水上競技大会	二、〇〇〇	
村民運動会	一、〇〇〇	
運動具購入	一、〇〇〇	
雜費	、五〇〇	
合計	四、五〇〇	

歳出

産業部

項目	單價	数量	入金
甘藷	貫 三〇円	百貫	三千円
麦	一升五〇円	二斗	一千円
計			四千円

歳入

雜費（賞品慰労研究）		一千円
肥料購入		一千円
計		二千円
差引		二千円

歳出

文化部

項目	收入	支出
図書購入		一四、〇〇〇
レコード		六、四〇〇
蓄音器		六、〇〇〇
生花		二、〇〇〇
事務費		一、〇〇〇
映画	四五、〇〇〇	三五、〇〇〇
演芸	二〇、〇〇〇	七、〇〇〇
会誌	三、〇〇〇	二、五〇〇

合計	六八、〇〇〇		七二、九〇〇			
差引	負	五、九〇〇				

	総計	本会	文化部	産業部	社会部	体育部	計
収入		三四、五〇〇	六八、〇〇〇	四、〇〇〇	三〇、〇〇〇	—	一六、五〇〇
支出		三、五〇〇	七二、九〇〇	二、〇〇〇	二三、五〇〇	四、五〇〇	一〇六、四〇〇
残高		+ 三一、〇〇〇	— 五、九〇〇	+ 二、〇〇〇	+ 一六、五〇〇	— 四、五〇〇	+ 三〇、一〇〇

五　振義會顧問について

振義会には顧問が直接会員の指導に当り、間接には部落民全体が青年の指導に懇切を極めて下さり、優良青年團の栄をになつたのも先輩諸氏の御指導の賜であると常に感謝している次第である。現在顧問としては町長小野氏、渡辺氏、多田恭子氏、小学校長松野夫人、多田英夫氏、郵便局長(前会長)谷口治男氏、安岡春茂氏の諸氏であつて総会には必ず出席し直接青年の指導に当り、よき相談役となつていたゞいている。今後良青年團の報告に当り、改めて御礼を申し上げる次第である。

小筑紫連合青年團の動き

幡多郡小筑紫村連合青年團長　篠上常芳

團則(前文)

私達若人は同志相集いて、戦後最悪の諸條件の環境を克服青年團本來の目的に邁進し、青年の新時代に対する覚悟と透徹せる歴史観のもと自らを修養し、実践活動を通じて郷土文化産業の部面に多大の貢献をなして來たのであります。連合青年團の使命は個々単位團の大同團結を通じて、偉大なる組織力に依つて有機的に活動をなし、個々人の練成、修養、社会的訓練を主眼として運営せられるものでありますと共に、之等の力を通じて郷土の総ての分野に渡つての内的、外的活動の源泉として実践活動を致すのであります。更に憲法に明示せる戦争放棄に依る武力なき平和愛好国として、正義と博愛の理想社会建立のために断乎戦う事であり、過去の悲しむ

べき歴史のてつを繰返さぬために最善の努力を捧げ、精神的支柱たらんとするものであります。新しい民主国家建設の途上に遭遇し、私達はここに団則の改正の必要を痛感し、厳粛に之を履行し、青年団本来の使命を果し、楽土小筑紫村建設を通じて、世界文化の一翼を背負わんとするものであります。

小筑紫村連合青年団々則

第一章　目　的

第一條　本団は各部落青年団の、自主的な大同団結に依り、組織の力を通じて個々の人間的完成を計り、郷土文化産業の飛躍的発展向上を計り、延ては世界恒久平和の確立と、正義と博愛に満ちた理想社会を想建立せんとするものであります。

第二章　団員の資格及び組織

第二條　団員の資格は左の通りとする。

一、本村に在住する新制中学校卒業者（旧小学校卒業以上満廿五才未満）の青年とする。

二、第一項に該当しない者で幹部会の承認を受けたものはこの限りでない。

第三條　本団に左の組織を置く。

イ、総務部委員会（事業計画、予算案作成、渉外関係その他の委員会に属せぬ事項）

ロ、文化部委員会（文化事業に関する事項）

ハ、社会部委員会（社会事業に関する事項）

ニ、体育部委員会（体育、体位向上に関する事項）

ホ、青少年不良化防止対策委員会（青少年不良化防止に関する事項）

ヘ、家政部委員会（家政に関する事項）

ト、農業部委員会（農業に関する調査研究その他の事項）

チ、水産部委員会（水産に関する調査研究その他の事項）

リ、会計部（本団経理に関する事項）

ヌ、書記部（文書の起草及び発送その他の事項）

第三章　役員、役員の任務及び委員会の運営

第四條　本団に左の役員を置く。

一、団　長　一名　団務を統轄し、運営の責に任ず

二、副団長　二名（男女共）　団長を補佐し、団長不在の場合は代理する。

三、委員長　各一名宛　委員会の運営をつかさどる。

四、委　員　各五名以内　委員長を補佐して委員会の運営に任ず

五、書　記　三名

第五條　委員会の運営　委員会は事業計画に基き活動し、村団活動の源泉と成る。必要と認める時はその都度計画立案し団長に進言、幹部会に計る事ができる。

第六條　各部委員会は会計年度迄に次年度の事業計画及び予算案を作成し、総務委員会に提出し、予算化に努む。

第四章　会　議

第九條　本團の会議は左の通りとする。

一、総　会　年一回として日時及び細部は幹部会において決定し、團長之を招集する。

二、幹部会　毎月旧暦十五日に定例に行うを原則として、本部役員の要求に依り、当番議長之を招集する。

三、臨時幹部会　必要に応じ、團長之を招集する。

四、委員会　委員長若しくは團長之を招集する。

第五章　役員の選任及び任期

一、團長は総会に依る無記名式投票に依り決定する。但し團員の総意を反映し得る形態を以て行う事は差支えない。

二、副團長、委員長、委員、その他の役員は團長指命し、幹部会の承認を承け之を決定する。

第六章　会計及び会計監査

第十條　一、会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月卅一日に終る。

二、会計部長及び部員は常に経理状態を明らかにして、團資金運営に積極的に活動し予算化に努力する。

三、会計部は毎年八月末日及び翌年三月卅一日に收支決算書を作成し、監査委員の監査を受け幹部会の承認を受くる事。

四、出納に関しては團長の指示に依り許可を受くるを要す。

五、幹部会の推薦若しくは選挙に依つて会計監査委員を三名選任する。

六、監査委員は常に経理内容を熟知し、随時検査を行い、決算報告時においては立会し、幹部会に結果を報告するを要す。

第七章　帳簿及び備品

第十一條　本團に左の通り帳簿及び備品を置く。

一、團　則
二、團　誌
三、役員及び團員名簿
四、会議決議錄
五、事業計画及び実施記錄
六、予算決算書、公文書綴
七、團旗一旒

第八章　表　彰

第十二條　本團に依つて特に善行有り團員の模範と認められるものは総会において表彰する。

第九章　事務所

第十三條　本團の事務所は團長宅に置く。

第十章　入退團及び罰則

第十四條　一、役員の辞任は幹部会の承認を要し、進退を明らかにするを要す。

二、團員の入團は第二條第一項の規定の通りに行い、各部

落青年團において入團式を行う。

三、團員の退團は各部落青年團の自由意志に依る。

第十一章　團則の改正及び変更

第十五條　團則を改正、若しくは変更する時総会及び幹部会において⅔以上の同意を要するものとする。

第十二章　実　施

第十五條　本團則は承認を承け決議と同時に実施する。

附　則

細部の点はその都度決定するものとする。

1、イ、一カ年の事業計画は別紙の通り

ロ、実践要領並びに重点

事業計画に基き各委員会の活動を主体し、委員会の特色を生かし、その活動を通じて指導者としての計画、立案、実践の訓練を行う。

ハ、重点は常に幹部の訓練、主として活動を通じ実社会の生きた姿に接触せしめ、以て個々の民主社会における人間的練成、即ち責任と自由の限界をおのづから体得し、有機的社会構造の分析力を養成せんとするものである。又お互の生きた実社会の現象が、従來の島国根生より脱脚し、常に世界的規模に迄発展している事実を認識せしめ、国際社会人としての日本人の在り方を徹底せしめる。

ニ、具体的事業

講演会、討論会、公民館運動、選挙啓蒙運動、読書会、座談会の開催に依る知的練磨

ホ、①村政の内容に就いて、財政面の知識に依る家庭経済への直結

②土木事業、及び勤労奉仕に依る肉体的労苦に依る働く意義の体得。

③村團資会の獲得のため映画の請負ひ、或いは土木事業、その他の事業に依る実社会へ出ての経済的知能の練磨としての種々の接渉及び立案計画等を通ずる活動、即ち社会的訓練。

④合同葬及び墓地の清掃等に依る遺家族への積極的慰問、激励。それを通じてあやまてる戦争の犠牲を防止する平和運動の展開と今後の青年の進路。

⑤幹部会の都度会員に国際問題及び日本の政治、経済、文化の諸問題の時事解説に依る時局認識と客観的批判力の養成等。

⑥その他の件

2、收支決算書、予算書

イ、廿五年度の予算案別紙の通り

詳細は省略する。

財政の面においては、戦後の動揺が激しく、安定しつゝある青年團に取つて財政面において、特に單位團に負担

を埋す事は困難で、分裂を期す恐あるため極力補助獲得に依るに努めた。しかし、七割を示める金額は、土木工事及び道路作業及び幹部の努力による映画、村芸能コンクールなどに依る収入を以て充当した。

特に幹部の努力は激賞すべきものあり。

3、其の他

イ、町村の産業経済に寄与しようと努力した点

① 産業の部面では郡團との連絡を密にして、メイ虫の駆除及び多角農業経営実施のための緬羊の養育、及び蔬菜園芸の廣範囲に亘る実施及び幡多郡大方町における農業視察等の実際面への指導講習。

村当局とタイアップしての農業全般に関する講習会の開催。

② 漁部落の生活刷新運動の展開　特に漁村の封建的寡囲氣に対抗する革新的意識の昂揚、すなわち討論会の開催。

舟板一枚地獄の観念に依る利那主義の排撃による酒飲の節約。

③ 青年團主催による各部落的神祭実施による冗費のため之を統一する事に依つて神祭を経済的危急より救済婦女子の之がための極度の肉体労働を軽減し神祭統一を実施、今後も実施される筈。

④ 各部落の産業形態の実態調査による統計資料のしゆう集と、今後の村全般の産業の在り方についての検討等具申。

ロ、先輩、村当局その他諸團体の連繫

常に密接なる連繫を保持して居る、特に土佐における悪習として先輩後輩の繋りは非常におろそかである、之の点より考えてもこの悪習を打破するため、常に先輩に対して体育大会或はその他の会合には常に出席を乞ひ、指導助言を受けて居る次第である。

② 村当局、学校、P・T・A、婦人会、村弘報委員会等

本團の事業と関係あるもの又、これら諸團体が青年團と連繫し合うべき事項は密に連繫を保ちてその成果を上げて居る。その一つの例は学校教員の住宅問題、或は選挙啓蒙の棄権防止、冠婚葬祭の経費の節減等実際的活動として行いその成果を上げて居る。

ハ、指導能力の養成は従来の会議においては常に團長が議長を兼任して居つたが、これを排し議長制を採用し、本團幹部は一応全部議長と成り、團運営の骨格を作り肚を練らすに努めて居る。そして又委員会の活動を通じて勉めて其の事業内容に依つて委員長、委員に責任を持たし、計画及び立案を委し團長の指導によつてこれを是正して活動さし、細部の綿密な頭脳の練成に努めて居る。

そして廣い知識を持たすため、読書の普及、国際問題、当面の我々の直面せる諸問題を座談会あるいは討論会に

よつて常に練磨して居る。

かくして分析力の養成客観的批判の基準を与えて指導者としての信念を作らしめて居る。

ニ、幹部の時間的余裕の事からの解放

この問題は現在の婦農漁村を主とする当村に取つては、先ず不可能と言はねばならず、種々具体策を練つて居るものゝ、現実は余りに苛酷でより一層デフレ化しつゝある現在の経済的環境、一般客観狀勢はこれを許さぬ立場に在り。

唯本團としては僅かに各種の会合を開催する事によつてレクリエーションを実施、解放のたんちよを得て居るに過ぎぬ。

ホ、女子青年の積極化の問題と方策

轉換期に臨んでの言わば保守的な封建的家族型態に在つては、言はば進歩的な女子もその力の弱さのためこれに屈従して、その主張立場を弱くして居る。これがため青年團としては女子の一般教養を高めるための読書或いは従來の女尊男卑の悪習を打破するため、会議其の他の会合において積極的にこれに働きかける機会を与える雰囲氣を作つて居る。

先ず男子側の反省も多分に在るが、女子自体の無自覚も多い、しかしこれも時の推移と時代の変遷で、必然的に変化し美しく成つて行くものと確信する。

それと共に家庭における合理的経営、改善、老年層の強い反省と青年女子に対する文化的態度が望ましく又斯くあるようにせねばなるまい。

ヘ、團員の自覚を促す方法

先ず希望を与える事である。

すなわち国標道標が必須の要件である。それには政治家の今後の日本の在り方を明確に将來約束してもらう事である。

このようにして眞の平和に根ざす指導原理が生れ、四ツの島に住むお互い若い青年に取つて、少くとも夢が生れ実社会に活動しつゝある青年の活動が眞に希望と夢に直結したる時、始めて團員の自覚が生れて來る。現在は努めてこの約束のできる事を観念的に植えつけ、内面的進歩を計つて居る。

又、團活動も期する処実社会と同一で、お互が團を構成する事においても個々の自覚に立つて青年團の在り方を把握する事によつて、お互が義務即ち責任と自由の限界を知つて、今後お互の将來に生かし、美しい日本を築くべきであると強調して居る。

ト、全般の意見

戰時中は少くとも統一した目標があつた、それが圧制、強制せられたる形にせよ、悪しいとしても青年には夢があつた。しかしその夢が悪いとして消え去つた時、残さ

れたものは自由の無軌道なる歩み、酒と女と煙草であつた、無理も無いと思う。年配の人だつて、偉い人と言う看板を持つた人々にだつて判つた目標は無い。「時世に従え世に憑え」の時局便乗主義のみだ。その上冷い戦いは消え去ろうとしない。眞理が何処に在るのか、目標は何か。我々リーダーが自己自身を反問して見て結局判らぬのは此の問題である。従つて青年運動の目標も郷土の発展、ひいては世界平和へと向うが、何が一体平和か判ろうか。この問題の解決と指導を速かに与えてくれる事を念願して居ると共に、われ〳〵も又それへの探究にひた向に努力はして居る。

この問題が解決せられざる限り、青年運動も従来の青年男女の烏合の衆と変る事はない。唯時代大いなる波に乗つて力無き徒輩が、僅かに押消的仕事をするのみである。縣当局の偉い方々に、特にこの青年の悩みつゝある本質的問題に対して、信念を持つて青年に悟り指導する人々がいくらあるかと問い度い。唯本氣で目標をつかみ幹部の努力如何では何事でも成就し得ぬ問題は無い、唯問題はリーダに眞に透徹せる歴史観に基く将来への眞理の道への果敢なる実践が有る無いかの問題だ。

私は信念に向い、又かゝる方向に青年をして歩ましめる事を固く信ずると共に、唯外見的の華やかな粧をしたくない、肚を以て百年の将来を見つめ一歩一歩前進しよう。

青年運動に世界的規範をもつて進まう。
其処には眞理への実践あるのみ。——

あとがき

日々仕事に追はれ要領の得ない乱文になつたことを深くお詫びします。

昭和廿五年小筑紫村連合青年團構成表

（團発展の要因は各幹部の職責を通じての実践活動にある。）

男子團長
篠上常芳

男子副團長
永富徳次郎

男子副團長
九谷正寛

男子副團長
上岡敏明

女子副團長
西村藤尾

女子副團長
浜辺和子

永富（副）

青少年不良化防止対策	
長	田中一雄
副	原上久
同	池田憲
委	山中一
同	上田悼

文化部委員会	
長	福井正
副	谷本泉
同	永富若市
委	浦田元春
同	茨木静子
同	馬詰高敏

九谷（副）

体育部委員会	
長	栗生一雄
副	奥川幹雄
同	宮下晴海
委	岡崎栄市
同	松本和子
同	高木(栄)

水産部委員会	
長	岡部兼義
副	梶原信明
同	谷岡高敏
委	井上昭
同	中田鉄夫

上岡（副）

社会部委員会	
長	福井政義
副	大田利雄
委	山下国三
同	池只松
同	浦田元春

農業部委員会	
長	伊与田智
副	馬詰高敏
同	岡崎廣義
委	上岡民子
同	山岡基
同	岡崎(田)
同	芝上聰

（担当）篠上

総務委員会	
長	上岡保幸
副	中田覺三
委	吉野公雄
同	福井正
同	畠山次雄
同	高本時雄

篠上（担当）

会計監査委員

書記部	
長	山下国三
副	橋村
同	池只松

会計部委員会	
長	山口敏
副	茨木静子
委	谷岡高敏
同	渡利八重子

家政部委員会	
長	浜辺和子
副	西村藤尾
同	大田八須子
委	川原サクキ
同	平田和子
各團家政部委員	

小筑紫村連合青年團事業計画表

（二五年）

三　月		
文化部	春季弁論大会	五〇〇円
社会部 文化部	慰霊祭	一、四七〇円
総務部	予算案、事業計画立案	
四　月		
文化部	春季機関誌発行	五、〇〇〇円
文化部	教育者対懇談会	
農業部	農業科学講習会（下旬）	五〇〇円
水産部	水産関係図書購入斡旋	五〇〇円
家政部	生花講習会	一、〇〇〇円
五　月		
文化部	素人コンクール大会	四、〇〇〇円
農業部	農業関係工場視察	三、九三〇円
休育部	卓球大会	五〇〇円
青少防止部	不良化実態調査開始	
六　月		
文化部	公聴弘報委員との懇談会	五〇〇円
農業部	副業研究会	五、〇〇〇円
水産部	水産関係講習会	
参議員選挙対策（文化部）		
七　月		
文化部	夏季文化講習会	三、五〇〇円
文化部	各團活動状況巡回視察	
家政部	保健衛生視察	
八　月		
文化部	隣接町村團との協議会	
農業部	青年勧農会（中旬）	三〇〇円
休育部	夏季水泳大会	三、六〇〇円
水産部	漁場見学	
家政部	和裁講習会	二、〇〇〇円
九　月		
文化部	秋季機関誌発行	六、〇〇〇円
文化部 社会部	秋季慰霊祭	二、五〇〇円
十　月		
文化部	公民館設立運動	五〇〇円
農業部	物産品評会	三、〇〇〇円
家政部	活花講習会	一、〇〇〇円
十一月		
文化部	文化祭行事　映画借受上映	五〇〇円
農業部	各種競技会	一二、〇〇〇円
体育部	秋季大会	
十二月		

文化部厚労会
文化部　講演会実施
社会部　討論会
その他　　一九、三三七円
三月現在多少変更有り
備考

我が團の歩み

長岡郡西豊永村青年團長　松高豊繁

組織の概況

一、緒言

青年團活動或いは行動よろしきを得る多くの要素の中に、組織問題は大きな要素である。よき組織によき人を得ればその活動は最もスムースである。縦に青年團自体の連けい関連と、横に社会或いは生活とのつながりを持ち、しかも自主性、自発性、能動性ある組織でなければならないことは申すまでもない。

二、組織図

西豊永村男女青年團

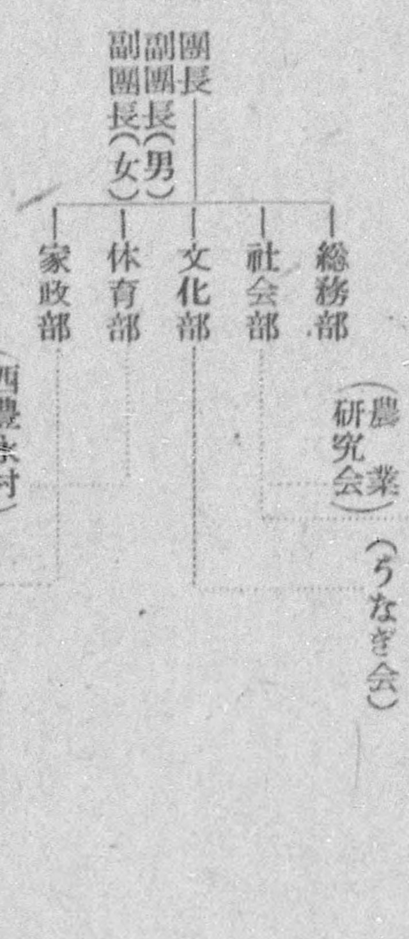

社青少年不良化防止部　未提出

総務部として立案

収入	
負担金	20,000
利補助	10,000
事業収入	20,000
その他	20,000
計	70,000

支出	
春季大会	1,000
卓球大会	1,000
水泳大会	3,000
慰霊祭	5,000
秋季大会	15,000
講習会	10,000
その他	35,000
計	70,000

本團役員の分掌は團則にうたわれているので省略致します。

社会部
社会事業振興に関する件
農業啓発奨励に関する件
その他産業の発展

文化部
公民館運動に関する件
本村文化運動並びに施設に関する件
（映画、演劇、文芸誌、講習、講座）

体育部
各種体育大会に関する件
衛生思想施設に関する件
保健体育思想啓発実施に関する件

家政部
婦人生活改善向上に関する件
その他女性の素養修養に関する件

以上の分掌の範囲において下部組織の支團及び分團の活動と密接なる連絡実施と相俟つて、社会の横の施設と交さ交し村活動の進展につとめてきた。青年團運動は社会の全体ではない。推進の時代からコアの時代だ。部分あつての全体、全体あつての部分、なすべき仕事は各個人の前に山積しているにもかゝわらず、なさない誠なき人間の多き社会に我々何をなすべきか、この組織に通じ意氣あり、熱あり、眞摯なる動きを持つものがかのデンマークにおけるダルガスの心であり、この心無くて何の中興ぞ、再健ぞ。文化水準において低劣ともいわれる農村に、新しき感覚と思想を我々若き力において植え付け我々の手によつて育成しなければならない。主観もあろう、客観も生れよう、されど愛郷の誠と眞理追求とを堅持して歩みゆくは青年なり、若人なり、おゝ雄々しき文化胎動の力！伸びゆく若き力！至誠は祖国再建の柱石なり。

昭和二十年二十一年に於ける歩みのあと

昭和二十年

「戰爭」嫌な言葉だ！　曲折した信念、架空の信念、割り切れない信念、とは言え多くの若人はうえつけられた東亜思想に悠久の大義を思い、戰の場に全心全霊を捧げて戰つてきた。しかし虚偽の前に下されしものは冷厳なる敗戰という二字であつた。与えられた自由と過去のショックにちゆうちよしほうこうする厳しき霧の中に新しき世紀の希望と光明を見出し世の先駆たらんとする我々若者の熱意は西豊永の持つ青年團運動の熱意と傳統を思い社会不安の中に結ばれた。お互の心に湧きいできたつたものは青年團の結成であつた。この挙は縣下のトツプを切り西豊永村新興青年会と名打つて、昭和二十年十一月三日の佳日に発足した。いち早く会則がつくられ新しき世代の抱負を持つ役員が選出され事業部設置等々事業計画がなされると共に下部組織各班（部落）の態勢も整い、独自の動きの中に未復員未完了の各戸に青年の奉仕の暖

き手がさしのべられ、新しき山野に開墾の汗を流し、加うる社会不安に農村をまもるべく青年自らの夜警がなされ、胎動せる青年運動が昭和二十年に結ばれた。

昭和三年古きを逐り新しきを迎えた我々青年団も除夜の鐘と共に誓いしは平和の楽園建設であり、明るき中興日本となすべき誠であつた。豊流吉野川と名峰梶ケ森、清新な環境の中にこの山奥にこそ誠の人間が生れ俗塵の社会にありえないもつ清新さがあることを信ずる。

昭和二十一年当初弁論大会と演劇会、政治公論会がもたれのびゆく青年団運動は四月一日新興青年団と改名され初代団長として現在西豊永村役場助役として村政にあたり人格と熟意に満てる都築貫一郎氏が就任した。

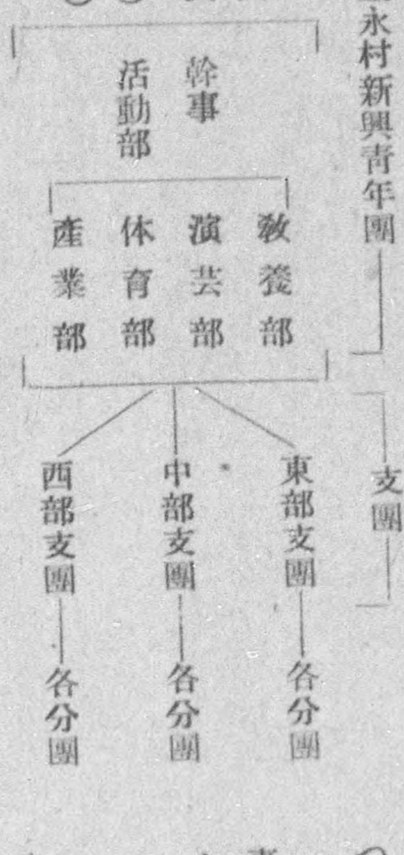

右の如き組織を持ち縦の連けいを密にとり青年の持つ純理論的特質を生かしながら青年自体の資質向上に志した。その一方終戦後演芸会は全国的波及の中に本村においても各所に展開された。この演芸会がプラスかマイナスか、とか芸術的、教育的、などの價値感はさしおいて雑誌報道で見聞する他縣の如き甚だ遺憾とするが如き例はなかつた。むしろ波のおもむくまゝに流れ去り一條の泡沫として消去したのではなく眞実の文化を希求する人々を主体として文芸同人クラブが誕生し活動し、紫殿、竹馬の友、集いなどの機関紙が発行され、目覚めた方向に進み、やくさおどりの演芸会が新しき息吹をもつ演芸会に移行される素因となつた。今一つ青年団運動の障碍と思われるのは不良の輩の集いであつた。青年団運営に大きなマイナスであり、かゝる動きに冷笑の目がむけられたことは我々の苦悩であつた。

文化人よ青年層よ現狀でよいか。地方文化を推進せんとする我々がそれでよいのかと激のとばされたのはこのときであつた。

更に大きな問題は茫然自失、放心的狀態に陷つた憂うべき事態であり、根を深く下して絶えなき封建性でもあろう。我々青年のなすべき仕事は幾多横たわつている。

昭和二十二年度西豊永村青年團事業報告書

終戦当初の混乱せる社会狀勢も時を経るにつれて落着を取り戻した。それにつれて本村青年団も団員の中には都市にいずる者、或いは郷土に留まる者と、各々自己の将来に対する見通しが決り、その結果団員も豊永を墳墓の地とする者のみの集と成り、山郷「豊永」をして住みよい村、明るい村にする

べく堅実な歩みを続け、本團の活動も漸次好調を示し、本年度あたりから本格化して來たの感が深いのであります。

本團の發足当時は議論百出、その討議は誠に活潑であつたが、兎角実行が伴わない観があつた。然し本年度は各分團の幹部も理論より実践の方に力を入れ、團の運営も昨年に比し、遥かに容易に成つて來ました。

昂進せるインフレの時代にあつて團運営経費が総計五万九千壱百六拾六円の多額を示したにもかゝわらず相当の余裕を持ち、支障を來たさなかつたことによつても、この事が証明せられると思います。

◇◇本年度当初において決定を見た事業方針◇◇

① 公民館思想を一般村民へ普及し、これが建設を提唱すると共に、本團の事業を公民館の理念によつて運営すること。

② 團員相互の親睦を深め團の團結を強化することによつて本村自治の宿弊たる地域的対立を除去し、全村の精神和合を図り村を明朗化すると共に團の事業は村の方針に協力する一方、村輿論を喚起することにつとめること。

③ 山間農村の特殊性に鑑み、適応せる本村産業開発につとめること。

以上の三点により本年度の事業計画を定めたのであつたが第一点に関しては

定期文化講座、農民祭、機関紙の発行、パンフレットの配布、公民館建設に関する陳情書提出、巡回文庫の設置、公民館資金募集歌謡コンクール等を通じて、村民一般へ相当公民館思想の普及を計り得たものと思われ、庵谷、東梶ケ内、分團にその実施を見、永淵分團においては建設中という成果を挙げたが、村公民館の建築計画は、新制中学校問題と相関連して実現を見ないことは、なお今後相当の努力の必要あることを痛感するものである。

第二点については陸上大会、水泳大会の体育行事を通じ、且又事業全般にわたつて相当の成果をあげ、殊に嶺北連合青年團陸上大会参加においては他町村青年團との連けい並びに融和を強くしたことは勿論、團の團結を計る上に極めて好結果をもたらしたものと信ずる。

村への協力は愛縣食糧供出運動、村役場移轉に対する労力奉仕、宝くじの販売等が主なるものである。

第三点は

文化講座の内容に農業講話をもり、椎茸の栽培に努めた外秋季における農民祭は終戦後初の試みであつて旧年に倍する好成績をあげえたものと思う。

次に各部事業の概要を列挙すると左の通りである。

一、文化部の事業

1、定期文化講座

本講座の対象は、青年團を中心として老若男女職業のいかんを不問、お互に打ちくつろぎつゝ楽しく学び談論することに努め、この講座を通じて村民和楽の中心とすると共に、村民

の教養を高めることを目的としたものであつたが一般村民は思つたより少なかつた。

第一回　五月　日　於西豊永村中学校

◇陸稲栽培法について

講師　県農事試験場本山分場　牛窓技官

第二回　七月十七日　於西豊永村中学校

◇新しき家庭生活の在り方

講師　西豊永村中学校教諭　門脇環

◇食糧需給の実情について

講師　食糧営団嶺北支部長　杉本勇盛

◇青年団運動と公民館

講師　高知県視学員　松本純一

第三回　八月　日

◇南海大地震と太平洋運動

講師　三高教授　沢田俊治

第四回　十月二十日

◇時代と青年の在り方

講師　高知県社会教育委員　横川豊野

◇青年と社会

講師　岡本正光

◇農村問題について

講師　坂本秀郎

第五回　十二月七日

◇麦の移植栽培について

講師　吉野村篤農家　長瀬清澄

◇農業経済の将来

講師　高知県農産課長　細木志雄

第六回　一月十七日

◇郷土の歴史について

講師　郷土歴史研究家　西村自登

第七回

◇傳染病について

講師　高知軍政部　ヘイズイー

2、素人歌謡コンクール

八月二十一日　於大田口小学校

旧七月六日恒例豊永薬師祭当日、嶺北各町村を対象として農村芸能文化の向上と農村慰安の目的を以てする一方、公民館の資金の募集をなす計画で、七月末より準備に乗りだし、予期に反せず多大の成果をおさめた。

3、機関誌「やまびこ」の発行

本年度も昨年度に引きつゞき発行を続けてきたが、用紙の都合にて思わしからず、春夏秋冬と年四回の予定が実際上年二回となり頁数も制限を受け、團員の投稿全部を登載することができない状況であつた。

しかし、号を重ねるに従い内容の進歩充実の跡が見られ、私達の「やまびこ」として團員に親しまれ、いささかなりとも我が村の文化の向上に寄与し、村民一般よりも注目を深めて来たことは、まことに喜ばしい現象である。

4、巡回文庫の設置

公民館設置運動の一環として資金の捻出に努めた結果、八月に金三千円を投じて各種教養図書を購入、各分團へ巡回することとする一方、縣補助金は縣立図書館に委託し、各種雑誌の購入をなし貸出し中であるが、何分にも少数の図書にて今後充実の必要があり、西久保分團のごとく読書会を開いているが各分團ともこれらの図書を活用し読書の訓練が必要である。

5、公民館に関するパンフレット配布

本年度事業の重点として公民館思想の普及につとめることを決定したのであつたが、本團の経費をさいて、「公民館しおり」や、第三号寺中作雄著「公民館の経営」を購入し、村当局村会議員、各種團体に寄贈すると共に、「公民館の建設」と題する小冊子を作成、十二月七日農民祭当日、團員及び一般へ配布、一般村民の公民館に対する理解を深めることに努めた。

二、社会部の事業

1、愛縣食糧供出運動

本年は一昨年産米一七五%、甘藷一一〇%の供出成績を挙げ、高知軍政部より慶賀状に浴したにもかゝわらず、本年七月に至り全国的食糧事情の窮迫によつて全縣下にわたり相当の遅配をなし、村内においても十日の遅配を生じたので、本團は七月六日の臨時総会決議により、縣食糧対策推進会の提唱に呼応して、全團員を挙げて折からの愛縣供出運動に挺身することに決し、村食糧調整委員会に申しでをなした処、七月二十四日の村食糧調整委員会にて審議の結果、本村供出目標額千甘藷一、三三三貫の供出集荷等、すべて本團に一任することに決定し、本團員は社会部長の示すところにより、各分團に供出懇請班を組織し、農家戸別訪問を開始し、端境期にして各農家共、食糧窮迫せる折とて供出不可能を予想していたのであるが、青年の同胞愛より來る熱意は遂に村民を動かし乏しい中より少量の供出を受け左の如き成績を挙げ得た

のである。

干甘藷　二〇一貫　生甘藷　一七六貫
馬鈴薯　六四八貫　麦　二貫

2、節電運動

電力不足による停電を防止するため、大杉村、東豊永村両青年團と協力、一戸一燈の節電をなす。

3、戰歿將兵墓地の清掃

村の手を離れた戰争犠牲者の墓地が荒廃するを遺憾として本團員はこれが清掃を申し合せ、本團よりの連絡にて各分團より出役、随時清掃を行つた。

4、アイスケーキの販賣

本團の運営資金造成の目的を以て七月二十一日素人コンクール、九月七日水泳大会等の際販賣をした。

5、宝くじ販賣

本團は村当局の施策に協力することを平素モットーとして來たのであるが村において各部落駐在員を通じて販賣したる残額七〇〇枚の消化に窮したのを各分團にてこれを販賣した。

三、体育部の事業

1、水泳大会

本團年中行事の一つとして九月七日長瀞峡にて開催、百米、二百米自由型、背泳、平泳等短距離の外、分團対抗継泳、千米の長距離を行つた。本年は隣村東豊永よりの参加を得、盛況を呈し、中でも宝さがし、西瓜うばい、あひるうばいはプログラム中の呼物にて体育の向上と併せて農村の健全なる慰安に資したものと思う。

2、秋季陸上大会

当日の十月十九日は早朝より天候思わしからざるも決行し各支團対抗にて覇を争う。雨のため予定していたもり沢山な余興を省略したことは残念であつたが雨中の敢闘はむしろ悲壮であつた。

職域対抗リレーは今年初めてであつたが先生チーム、村役場、鉄道、百姓、会社、営林署等数ヶ團体の参加があり大人氣、村民和樂の一日であつた。

3、嶺北連合青年團陸上大会参加

十一月三日選手権大会により本村代表の選手を選び、その後猛練習を続け、十一月十六日選手三六名、応援團として村長さん以下團員その他九七名、合計一三三名がトラック二台に分乗、土佐郡森村に駒を馳せ、走巾跳において優勝町村対抗リレーにて三等、得点においては、六等を占めた。勝敗はとに角、嶺北町各村青年團と相接し、他團を知るを得本團の精神的團結を強固にしえたことは大いなる成果であつた。

四、家政部の事業

1、講習会

文化講座の一環として、新しい家庭生活のあり方に関し、

中学校教諭門脇環先生の講話を聞き後座談会を行う。

2、バザー及び活花

農民祭の一行事として手芸品、洋和裁品の出品陳列、販賣を行い、一方女子團員は未生流、池坊の活花の競演に農村に珍らしき情景を呈した。

農民祭事業報告書

農民平素の研究と汗の結晶たる農産物の品評をなし、食糧増産の体験を聞き、廃品利用による諸作品、農器具等展示廉價販賣して科学思想を普及し、農業の振興に資すると共に絵画、書道作品、生花の展示会と音楽、舞踊の鑑賞とにより芸術を通じて農村文化の向上と農民の慰安に供するため本團は青年学校、村農業会の協力を得て十二月七・八日の二日間にわたり、農民祭を開催、農産物品評会、バザー、展覧会、音楽会、講習会、農地相談所の開設等多彩な行事を繰りひろげた。

本團としては、この催は臨時公民館として公民館思想の普及にも資せんとしたのであつたが、村内外より好評を博し、郷土の年中行事の一つとして、今後共開催するよう村民より希望されている。

概況左の通り

◇農産物品評会◇

第一会場を会場とせしが出品物多く係員は陳列の方法に苦心した有様、第一日に審査員の審査を行い一般参観に供し第二日目は出品者の希望により販賣す。

非賣品の新案麦播機、製繩機、トーミ等は本村農業の機械化を示し、縣椎茸組合よりも、はる〳〵埋込器、種駒の出品を頂き椎茸の奨励に寄与しえたものと思う。

出品点数

穀茎類　一三一点　根菜類　五七点
葉菜類　三六点　果実類　一四点
加工品　七五点　其の他　九点
合計　三二七点

◇バザー◇　第二・四・五各会場

第二会場の一部第四会場、第五会場を使用、團員、特に家政部員の活動による洋和裁品、刺繍、編物等の手芸品、藁工品の外、木工品、竹細工、鍬、鎌等の出品を得て委託販賣を行つた外、約四八、四九八円の日用品、雑貨、乾物、化粧品等各種を高知市、後免町等の卸商より借入れ、極めて廉價に販賣好評を博し、食堂のしるこ、焼た餅も大人氣を呼んだ。

賣上高

委託品　一八八〇円　第一商店　一〇三三五円
第二商店　八六四一円　第三商店　一四八六三円
第四商店　一一九九円　食堂　一一六一〇円
合計　四八、四二六円也

◇展覧会◇　第二・三会場

絵画、書道作品は村内各小学校、中学校生徒より主として

出品あり、一般父兄の注目を集め、生花は未生流山口先生、上村先生の門下に入り平素精進を続けている女子青年團員がその粋を発揮し特に両先生共に門下生と共に早朝より会場にこられ指導に当つて下さつた。優雅な生花のかもし出す雰囲氣は全会場の白眉であつた。

◇農地相談所◇

第六会場本村農地委員会職員（本團員）小笠原文男、沢田の両君の出張によつて氣軽に農地改革に関する相談に応じたが、青年團の初の試みとして期待され、一般の相談百三十数件を数え、係員も目まぐるしい程で、世相を反影して小作、地主共に眞剣な態度が見られた。特に中学生三名の大胆な質問は係員をたじ〳〵させたとの事である。

◇音樂会◇　第七会場

高知さわらび学園の出演によつて独唱、齊唱、ピアノ独奏舞踊等は、山村にて平素低級な樂劇團等のみに接して來た村民に新しい芸能文化に接する機会を作つたことは幸であつた。多数の聽衆のため半ばにして聽衆交替をして頂いた程の大盛況であつた。

◇講習会◇　第八会場

かねて麦作に関し移植栽培の好成績を挙げていることを知り、麦作を主とする本村にこの技術講習を開くよう希望されていたが農民祭を機に吉野村、長瀬清澄氏、農村経済の將來に関し縣農産課長細木志雄氏の講演の一環として文化部主催で行つた。

椎茸生産組合事業概況

山村にして耕地面積少く、食糧自給も不可能なる我が村の狀況を考うるとき、山林資源の開発を計ることが村の経済充実に必要であり、將來の農村恐慌へ備え、現金收入の道を計る上に椎茸の有望なることは、つとに村先輩の着眼するところであつた。殊に本村は山林多き上、夏季山霧多く、多濕にして椎茸の栽培に適地である。

本村青年團は、昭和二十一年度事業計画にこの奬励をなすことを計画し、八月末より生産組合の結成を提唱し、森林組合の後援を求め、青年学校長谷岡先生の指導の下に、幹部は村内農家を訪問して、組合設立運動をなす一方、生産技術講習会を左記により開催した。

記

講師　高知縣林務課　藤田明幸氏
日程　昭和二十一年十月七日午後一時　大砂子国民学校
同　午後七時　西豊永国民学校
同　十一日　午前十時　村農業会大田口支所
同　午後七時　奥大田分教場

右講習会により、組合設立の氣運熟し、谷岡誠行氏を組合長に、組合員八十六名（分團單位加入一名とす）を以つて組合を結成した。

組合員は昭和二十一年秋及び冬にかけて原木を伐採し、二

十二年二月種駒二万二千六百六十五個を購入接種を行つた。
接種狀況次の通りである。

奥大田	三五〇	東梶ケ内	八三五
東寺内	一〇〇	上東	一、八五〇
東庵谷	二〇〇	船・戸	五五〇
上桃原	一、六〇〇	連尺	二、五〇〇
大久保	一、五〇〇	永淵	一、八〇〇
西寺内	六〇〇	下土居	一、三〇〇
佐賀山	三、八五〇	川戸	一、三六〇
安野々	一、一五〇	下桃原	二、六〇〇
大子砂	四三〇		

本組合においては組合報を発行し、技術指導をなす。
今後本組合生産五ケ年計画左の通り

年度	種駒接種量	生産量	備考
二十二年	二二、六五五	○	
二十三年	一〇、〇〇〇	一五〇貫	
二十四年	一〇、〇〇〇	四〇〇	
二十五年	一、〇〇〇	五七〇	
二十六年	一、〇〇〇	七〇〇	
二十七年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	

結語

終戦二ケ年目、何とか一応の形を整え得た事は誠に喜ばしい事である。本年度の事業の結果を振りかえつて見る時、終戦直後という過度期の関係もあつたであろうが、一般に目新しい事は何んでももつてゆこうと、幾分あせり氣味であつた事が結果的に現れているようである。すなわち山村青年團運営には特殊な事情があるとゆう考えが欠げていた様である。総括的に時代感覚を、一時に吸收しようとしたために、実際はその内容の空虚なものを認めざるをえない。

青年團運営に限らず総ての事業に伴うものは経済問題であるが、この運営資金獲得には云い知れぬ惱みがあり、従つて個々の事業に対しては実に周到なる計画が必要とされるのである。

この点、初めて試みた農業祭あたりが、まづ成功と云えよう。その他にも本團の事業にあたり、歳入歳出のマツチしたものもあつたが、実際には運営資金かせぎと云つたような申訳的なものであつたが、しかしこれも一応は考えなければ成らないものであろう。

次に研討して見なければ成らない事は、本團と下部單位組織との関係の問題である。これは本團二十二年度の事業を通じて如実に考えさせられる問題である。すなわち本團の動きに対して、下部分團の追従が許されないところに、地についた運営と云おうか、本團の堅実性がないという事が云い得られる。

そこで次年度の問題として当然起きてくるのは下部組織の

強化である。

二十二年度最後の幹部会においてこの問題が取上げられて眞剣に検討されたのであるが、幹部の中にそうした氣運の生れて來た事は、次年度への大いなる糧であると考えられる。よりプラスへ轉化して行くことこそ、我が西豊永村の目標である。

昭和二十三年西豊永村青年團事業報告書

世は挙げて混迷と荒廃の眞只中にありて、祖国愛郷土愛に燃ゆる青年同志は相はかり「團員の親睦をはかり共励切磋、青年の意氣と純情により明朗郷土を建設し以つて新日本の興隆に寄与せんとする」という綱領をかかげて、雄々しく声を挙げしよりここに三年、はからずも團運営が適切であるの由をもつて本年五月三日表彰の栄に浴したのである。この日こそ、我らにとり終生忘れ得ぬ感激の日である、我々の感情は高なり只感激に万感交々であつた。しかしながら冷静に吾が團の運動を自己批判したとき、かゝる栄に浴した事はわれ〳〵青年に新らたなる反省と将來に対する示唆を与えた。故に本年度の運動方針は網羅性を改革して、單位團（分團）に趣味、思想、年令、目的等により、團員の自由意志に従つてそれ〴〵各部の下に班を作り、眞に生活環境を生かして、青年運動を展開すべきだとの結論に達したことは、團活動と生活が近く結びついたことゝして大きな「プラス」になると思う。

分團の報告書に示す通り、常に生活体系を基盤に運動を実施せし事は、村民の好評の的となつており、青年運動も愈々本格化した感がする。

本年度事業方針

一、昭和二十二年度に引続き、公民館思想の普及徹底ならびに、既成公民館（分館）運営に対する連絡をはかり、資料の交換、施設の交換提供をなし以つて我々は郷土の政治を民主化し、教育を社会化し、産業を科学化することによつて、郷土の香り高き、生活、文化の建設をはかること。

二、團員相互の親睦を計り團の團結を強化すると共に、各種團体と連繋し、村を明朗化する。

以上二点に基いて本年度の事業計画を定めたのであつたが第一点については文化講座、討論会、弁論大会、機関紙の発行、図書購入、各種行事を通じて公民館思想普及徹底を計り永淵にその成果を見、大久保外十一分團では既成の公会堂或いは青年会館等の補修をなして公民館として活用、運営されつゝあるが村公民館は新制中学校問題と関連して実施を見ないことは遺憾に考えられるが、新制中学校具体化と共に村公民館（中央公民館）も設置されるとの見通しを得、團自体も資金、資材面の確立に努力の必要を認められる。

第二点については陸上大会、水泳大会、卓球大会、排球講習会、ダンス講習会等の体育行事を通じて團員間の精神的融和を計る一方、各種團体との協調を図りえた事は何よりの成果である。

一、文化部事業

本年度文化部事業は日常生活にもとづいて実施せられ、事業すべてを中央で実施しようとする過去の在り方を改め、適宜事業面の性質等を考慮、随所において行つた点は本年度の特異性であり、効果的に見ても総じて地域的観念を打破する一助ともなり、教養方面のみならず あらゆる面において大いなるプラスであつた。

1、文化講座

第一回　村内東・中・西各地区において夜間行いその成果は大であつた。

講師

①　村政の現状について　　村長　都築良宏

②　村議会の在り方　　議長　北窪篤光

第二回　七月二十日

郷土歴史について

郷土歴史家　西村自登

第三回　九月八日

①　本村食糧問題について

食糧調整委員会長　北窪篤光

②　本村に対する農業技術について

指導技官　河野茂樹

2、弁論大会

新憲法発布二週年記念行事の一環として、村長、各学校長協同組合長臨席のもと第二回弁論大会を開催、「新憲法と日常生活」「新憲法と女性の地位」「農村青年の進むべき道」など論題多彩、十六名（（女子四名）に及ぶ弁士交々壇上に立ち、若き血汐に燃ゆる自己の信念を絶叫、聴衆をして更生の力、亦ここに在りとの感を抱かしめ、極めて和やかに盛会りに終了した。

特に女子開員四名もの登場を見、しかもその論旨、態度たるや男子に何等の遜色もなく弁論をなしたことは、過去消極的であつた女子青年に大いなる刺戟ともなり、今後の青年運動を推進して行く上において、大いなる成果と云うべきであろう。

3、機関紙「やまびこ」の発行

本年度も昨年度に引続いて春、秋二回に発行を重ねて来たが、回を重ねる毎に内容に進歩性が見られ、特に日常生活問題がとりあげられ、理論よりも先づ実践の傾向的文章が多分に見られたることは、青年の一つの大きな動向として村民より注目をあびている。

4、巡回文庫の拡充強化

公民館設置が諸般の事情により早急設置困難なる実情に鑑み、公民館運営の一環として各単位團より四名宛の特出を得延人員八十三人役の勤労奉仕により図書購入資金一万二千円

を確保、分團、班等の輿論により百十三冊を購入、図書拡充につとめた。

5、演芸会　一月七日

農村芸能文化の健全なる向上発展と敬老の意を以て大久保分團文化部芸能班の献身的協力により演芸慰安会を開催、歌謡曲、舞踊、劇等多彩なるプログラムを展開、約五時間にわたる演技に来場者はみせられ、大盛会りに終了した。

6、図書祭　十一月三日

「自由と平和を愛し文化を進める」

かつての明治節すなわち今では文化の日と称せられ、この日にちなみ、本團文化部を中心にこの日を記念すべく、分團及び分團文化部読書班等に送本してあつた巡回文庫を集め、図書の補修、整理、消毒をなしたると共に、続書に対する意見の交換等をなし、読書と日常生活の結合に対する運動を展開することを誓い、有意義なる図書祭の幕を閉じた。

二、体育部事業

1、水泳大会

恒例水泳大会は、好天に恵まれ岸壁に立錐の余地なき観衆の声援の中に、午前十一時開会。自由型、背泳、平泳等の短距離競泳の外、分團対抗、支團対抗、各事業部対抗、職域対抗リレーなど行い、余興としては例年並で多彩なるプログラムに観衆は熱況し、和氣あい〳〵たる中に水の祭典は午後四時閉会した。

2、体育大会

第三回体育大会は若人の美の祭典を祝福するがごとく、絶好の秋日和、午前十時開催、場内は観衆で埋めつくされ、国旗、團旗の掲揚される末、予選によつて大会の幕は切つておとされ、息づまる熱戦は白熱的に展開され、余興として仮装行列、職域リレーなど、もり多くのプログラムは和やかな寧囲氣につゝまれて進行、午後五時満場拍手の嵐の中に大会の幕を閉じた。

3　卓球大会

本年初の試みであつた卓球大会は、参加團十八を数え、トーナメントにより開催、接戦又接戦、場内息づまる空氣の中に午後四時終了した。

4、衛生講習会

本村医師を招き、衛生講習会を開き保健衛生の思想を徹底せしめるべく開催せしが、一船父兄の聴講が極めて少なかつたのは、保健衛生観念のいかになきかを痛感した。今後これが運動をいかに展開するか一考を要する。

三、家政部

① 生活改善に対する意見発表会

② 洋裁科学講習会

池田家政高等学校先生諸氏の御来村を得て開催し大盛況を呈した

③ スタイルブックの図書購入あつ旋をなした。

昭和二十四年度西豊永村青年團事業報告書

終戰三ケ年新民主主義国家再健へ、吾等の責務一入大なる秋、漸く團の陣容も整つたことは喜ばしいことであります。

本年度の事業は農業の改良発展と農村生活の向上を目標として、明るい村にすべく、堅実な歩みを続け、本團の活動も漸次好調を示し本格化して來た感が深いのであります。

本團も又各單位團も発足当時よりは理論より実践の方法がとり入れられ、團の運営もはるかに容易になつてきたこと、農村に立脚したところの事業は例年に比較すれば、はるかに進歩していること、又発足当時の團運営経費が、約倍額の十万円に達しているにもかゝわらず相当の余裕を持ち、支障を來さなかつたことからして本團活動の本格化してきたことが証明せられます。幸い青年諸君の間にも農業改良発展又は其の文化活動においても、クラブ活動を通じて、解決しようとする氣運の湧きあがつていることはまことに心強いものがあります

以下その事業内容につき概要を申上げます。

◇本年度当初において決定を見た事業方針◇

(1) 公民館思想を一般村民へ普及し、これが建設を促進すると共に、本團の事業を公民館運営とすること。

(2) 農業恐慌に備へ山間農山村産業改善につとめること。

以上の二問題に関して本年度の事業計画を定めた。

第一点に関しては

定期文化講座、農業祭、機関紙の発刊、公民館文庫拡充、公民館建設に関し村当局への折衝などその他の各種会合を通じ村内へ公民館思想、ならびに普及も計り得たものと思われる。

分館として大砂子、西久保に本年度新館の完成を見、なお佐賀山においても計画中と言う成果をあげたが、村公民館の建築計画は六、三制実施に伴う校舎の増築問題と関連しの建築計画は六、三制実施に伴う校舎の増築問題と関連し現に実現を見ないことは残念であるが、今後なお一層の努力の必要性を痛感するものであります。

第二点に関しては

文化講座の内容は勿論その他の講座においても農業講座をもり、特に農業恐慌に備える農業経営に関する部落別懇談会を開催した外、例年実施する農業祭は、本年度は趣と内容とを変え、終戰後最大の試みであつて、例年に倍する好成績を挙げ収めた。

◇各部事業の概要を列挙すると左の通りである。

一、文化部の事業

1、文化講座

本年度の講座の対象は、青年團を中心とし老若男女職業のいかんを不問、御互に打ちくつろぎながら楽しく学び談論することに努め、この講座を通じ村民の和合の中心とすると共に村民の教養を高めることを目的としたものであつたが、特に農業関係講座には、農業改良発展をクラブ活動を通じ解決しようとする氣運が湧き上がつているのはまことに心強い。

第一回　七月二十三日　於西豊永村中学校
◇社会研究会を通じての青年団のあり方について
講師　西豊永中学校教諭　豊永尚文
第二回　八月五日　於西豊永村中学校
◇女性の立場から望む青年団のあり方について
講師　西豊永中学校教諭　松本先生
第三回　八月十二日　於西豊永村中学校
◇水稲病虫害防除対策講習会
講師　嶺東農業相談所職員
第四回　十月二十一日
◇農業経済について
講師　縣農業改良課　梶原技師
◇畜産に関する講演
講師　縣農業改良課　清水技師
第五回　十二月三日
◇農業技術について
講師　縣農業改良課　梶原技師
◇生活改善講習会
講師　縣農業改良課　吉川技師
第六回　三月十九日
◇婦人に関する法律の普及について
講師　婦人少年局　藤井事務官
十二月四日　於西豊永村中学校
十二月四日農業祭当日嶺北各町村並びに徳島縣三好郡を対象として、農村芸能文化の向上、農村の慰安を目的とする一方資金調達で計画実施した。

2、機関紙発行

本年度も例年に引続き発行、内容も回を重ねるに従い進歩充実した跡が見られるごとは喜ばしい。

3、公民館文庫の拡充

公民館運動の一環として、本年度は一万円を投じ、各種教養図書約七〇冊を購入、分團への巡回をするとゝもに読書会などはこの図書を利用するようにつとめた。

二、社会部の事業

本年度は社会部の最大行事として、農業祭を開催した、農業祭事業報告

農業祭平素の研究と汗の結晶たる農産物の品評をなし、今後農業技術の改良、農機具の展示、廉價販賣、生活改善など科学思想を普及し、農業振興に資すると共に、美術品の展覧と音楽の鑑賞により、芸術を通じ農山村文化向上と農民の慰安に供し、農村文化の祭典たらしめんとして、本團は中学校農業協同組合、池田高等家政等校の協力を得て、十二月三、四日の二日間にわたり農業祭を開催した。

本年度のこの催は、終戦後当方面の地区に見られぬ多彩な

催であり、村内外よりの絶大なる好評を博し、郷土の年中行事の一つとして、今後共に開催するよう各方面より希望されている。

◇その概要を記すると

○講演会

当日三日午前一回午後二回実施

○演芸会

赤野村三名文化学園特別出演による齊唱独唱、舞踊等は村民に新しい芸能文化に接する機会を作つた事は幸であつた。

○農産物試験成績展示

縣農業改良課、農業試験場提供による各種試験成績の展示

○土壌検査

農業相談所出張し各種土壌の酸土検査

○農業物品評会

各農家より出品を願い、第一日目に審査各等級を付し、一般観覧に供した。

○農機具の実演展示

後免協和農機会社より搬入し、本村農業の機械化の方向を示した。

○生活改善講習会

縣中央保健所総出張により無料検診、レントゲン写眞等により、農山村の衛生思想の普及につとめた。

○家政部展示会

徳島縣三名、文化学園並びに池田高等家政学校の特別出張による衣住の改善、手芸品、洋和裁品出品陳列、又團員家政学校生徒による未生流、池坊の活花の競演に農山村では珍しき情景を呈した。

○学校書画の展覧会

○農業相談所の開設

地区農業相談所によるところの農業一般相談に応じた。

三、体育部の事業

1、水上大会

本團年中行事の一つとしての水上運動会は、八月十五日長瀞橋下において行なわれた。時あたかも、全日本国民を躍動さす古橋など一行、ロサンゼルスにおける水上競技を明日に控え意義深きものがあつた。

運悪くクジ大風の余波を受けて天候悪く、時化の時間に競技は進められた。余興の西瓜奪いの始まる頃は例年におとらぬ見物客のあつたことは、せめてもの慰めであつた。

2、陸上大会

恒例の本團傳統として誇るに足る各支團対抗体育大会を有意義に然も円満に十一月三日に遂行した。

昭和二十五年度西豊永村青年團事業計畫書

一、弁論大会
　実施日時　五月三日　憲法発布記念日
二、家政部講習会
　日時　六月上旬
三、水上競技大会
　日時　八月上旬
四、夏季講座
　日時　八月中旬　学校を利用三日二泊の予定を以て青少年を対照として実施する。
五、映画教育
　年三回優秀な映画を以て観賞する。
六、青年團連合演芸大会
　日時　二月上旬　　以上

結　語

四国山脈の中にあつて南北いずれを見ましても四国の中央部に当る山村であります。が、名勝旧跡に富み古くより文化開け宗教の中心ともなつているものであります。

本村は東西三里南北三里面積五八、三〇平方粁で人口六千二百余り、戸数千二百でその七割が農業であります。二十余ケ團の單位團と五百名の同志を有し、明治三十五年創立以來の歴史と傳統を持ち、過去文部大臣その他より表彰を受けること数回、これが私共男女青年團であります。

さりとて廣範な面積と文化の恵沢に浴することの少い農山村として、時代の推移に伍して行くことにともすれば遅れ勝である。

然し資源は豊富にあり、これを開発することは今後の青年團に課せられた大きな使命であります。文化の水準にひくゝ点々と散在する農家の中に生れる青年の集いも運営は並大底なことではない。然しどこまでも愛郷の至情より出発した青年團として誓つて祖国再建の柱ともなるべく、牛の歩みより遅くとも堅実をモツトーとして至誠一貫し、今後の精進を固く自誓して拙文の結語とする。

西豊永村青年團々則

（昭和二十二年七月六日改正同日施行）

第一章　総　則

第一條　本團は西豊永村青年團と称し、事務所を西豊永村役場に置く

第二條　本團は西豊永村青年團の親睦を図り共励切磋青年の意氣と純情とによつて明朗郷土を建設し以て新日本の興隆に寄与することを目的とする

第三條　本團は西豊永村内の部落單位青年團（分團と称す）を以て組織する

第四條　本團は細則の定めるところにより支團を置く

第五條　本團はその事業を分掌する爲左の部を設ける
　総務部、文化部、社会部、体育部、家政部

第二章　役員及び職員

第六條　本團の役員及び職員及びその定数職務は左の通りとする

一、本部役員　團長一名　團を統理し團を代表する
　　副團長男女各一名　團長を補在し團長事故あるときは團長の指名した副團長その職務を代理する
　　部長五名　事業の企画執行に当る
　　副部長男女各五名　部長を補在する
　　部員各部若干名　専門別に部務を担当する

二、特別役員　代議員、公選代議員各分團代表男女各一名
　　代議員會を構成する
　　推薦代議員若干名
　　詳議員、若干名　役員を援助し團の発展をはかる
　　顧問、若干名　役員の諮問に応じ團の事業を援助する
　　監査委員三名　出納及團務執行を監査する

三、職　員　幹事一名　総務部に属し一般事務を処理する
　　会計一名　総務部に属し金銭及び物品の出納並びに管理をする

第七條　役員及び職員の選出方法は左の通りとする
　　團長副團長　代議員會に於て推挙する
　　部長副部長　部長が推薦し代議員会の承認をえる
　　部員　各分團の自由な定めによる
　　代議員　公選代議員　別に定めるところにより本部役員会推薦し公選代議員の承認をえる
　　推選代議員　代議員会に於て推挙する
　　評議員　総会に於て推挙する
　　顧問　代議員が互選する
　　監査委員　團長が任命する
　　幹事、会計

第八條　公選代議員をのぞく役期及び職員の任期は一ケ年とし毎年一月これを改選する　但し再任をさまたげない

第三章　会　議

第九條　会議は左の通りとする総会、代議員会、本部役員会部会

第十條　総会は本團の最高議決機関であつて左の権限を有する
一、團則を改正すること
二、細則、諸規定を改廃すること
三、歳入出予算を定めること
四、決算報告を認定すること
五、團費及び負担金を定めること
六、團長、副團長の選定及び辞職の承認
七、顧問の推挙

八、非違をなした役員の罷免
九、賞罰に関すること
十、其の他團の重要なこと

第十一條　代議員会は総会に次ぐ議決機関であつて左の権限を有する
一、事業の具体的計画を定めること
二、部長副部長、評議員監査委員を選出し、その辞職を承認すること及び部員の推薦を承認すること
三、総会の権限以外の團運営上必要なことを定めること
四、総会の招集が出來ない事情のあるとき総会の権限に属することを代決すること、但しこの時は次の総会に議長が報告し承認をえなければならない

第十二條　総会は年二回以上代議員会は年六回以上團長が招集するものとす、又この会議の構成員の五分の一以上のものから請求のあつたとき、及び團長が必要と認めたときは臨時に会を招集する

第十三條　代議員会の議長副議長は議員の中から選挙するものとし、総会の議長はその都度これを推挙する

第十四條　本部役員会は團長が必要と認めたとき及び部員から請求のあつたとき團長これを招集し、その議長となる

本部役員会は総会及び代議員会に提出する議案及び團務執行上必要なことを審議する

團長は必要あるときは男子又は女子のみの役員を招集し会議を開くことができる

第十五條　部会は各部の関係者を以て構成し部長が夫々独立して招集し議長となり担当した部務について審議する

第十六條　顧問評議員はどの会議へでも出席して意見を述べることが出來る但し議決に加わることができない。顧問、評議員は團長又は部長の請求があつたときは会議に出席するものとする

第十七條　会議はその過半数を以て決し可否同数なるときは議長の決するところによる

第四章　会　計

第十八條　本團の経費は團費、各團負担金、事業收入、寄附及び村補助金によつて支弁する

第十九條　予算及び決算は総務部に於て作成し本部役員会の承認を経て総会付議しなければならない

第二十條　職員の給料及び役員の職務遂行に要した費用は別に定めるところにより支給する

第五章　賞　罰

第二十一條　本團の目的達成の爲に特に貢献した者は総会の議決により適当な方法でこれを表彰する

第二十二條　本團の面目を汚し團員としての品性にもとる行爲をなしたものは総会の議決により懲罰を科することができる懲罰は左の通りとする

一、総会における戒告

二、総会における陳謝

第六章　附　則

第二十三條　本團則の改正は総会の議決による

第二十四條　本團則は昭和二十二年七月六日よりこれを施行する

西豊永村青年團々則施行細則

（昭和二十二年七月六日施行）

第一條　團則第四條の支團は左の区分とする

東部支團　柳野、永淵、大砂子、大久保

中部支團　安野々、東梶ケ内、西久保、川戸、上桃原、下桃原、下土居、佐賀山

西部支團　中屋、黒石、上東、東庵谷、西庵谷、舟戸、大田口、石堂、西梶ケ内、奥太田、東寺内、西寺内

第二條　團則第五條の各部事業は左の区分による

総務部　一、一般庶務に関すること

二、予算及び決算に関すること

三、金銭出納物品購入、備品の管理

四、連絡、宣傳に関すること

五、他の何れの部にも属しない事業

文化部　一、團員及び村民一般の教養向上に関すること

二、芸能に関すること

三、その他郷土文化の向上に寄与すること

社会部　一、郷土の産業発達に関すること

二、社会福祉に関すること

三、其の他適当な事業

体育部　一、体育に関すること

二、其の他適当な事業

家政部　一、家政全般に関すること

二、保健、衛生に関すること

三、其の他主婦としての素養修養に関すること

第三條　團則第六條の推薦代議員は左のものを推薦する、但し、其の数は公選代議員の数をこえることができない

一、本部主要役員中適当なもの

二、支團主要役員中適当なもの

三、其の他團員中の適任者

第四條　團則第六條の評議員は主として團の事業に理解ある壮年者を推挙するものとする

第五條　顧問を分ち各部の区分により夫々分担を決めることが出來る

第六條　総会の定例会は一月四月の二回とする

第七條　部員について必要あるときは専門別に班又は係を定めることができる

歳入之部　一金拾万五千円也
歳出之部　一金拾万五千円也
右差引残金なし
歳入の部

昭和貳拾五年度長岡郡西豊永村歳入歳出予算書

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	各節	金額	附記	説明
一、團費			10,000円		10,000円				
	一、團費		10,000		10,000	團費	10,000	團員三〇〇名として其の占%一人当一ヶ年分壱円	10,000円
二、村支出金			六〇,000		六〇,000				
	一、補助金		六〇,000		六〇,000				
		一、地方振興費補助	三〇,000		三〇,000	地方振興費補助	三〇,000	農民祭補助	三〇,000円
		二、社会教育費補助	三〇,000		三〇,000	社会教育費補助	三〇,000	社会教育費補助	三〇,000円
		三、体育費補助	一〇,000		一〇,000	体育費補助	一〇,000	村民体育大会補助	一〇,000円
三、雑収入			三五,000		三五,000				
	一、雑収入		三五,000		三五,000	雑収入	三五,000	各種演芸映画入場料その他	三五,000円

歳入合計		10五,000		10五,000			

歳出の部

款	項	目	予本年額度	予前年額度	増比減較	各目 節	各目 金額	説明 附記	
一、	総務部費		九,三00円	円	九,三00円		円		
	一、総務職員費		四,八00		四,八00				
		一、職員給	三,四00		三,四00	五、職員手当	三,四00	職員一ヶ月二00円一ヶ年分	三,四00円
		二、旅費	三,四00		三,四00	四、旅費	三,四00	職員出張旅費	三,四00円
	二、諸費		四,五00		四,五00				
		一、需要費	三,五00		三,五00	四、印刷製本費	二,五00	印刷製本費	二,五00円
						六、運搬通信費	1,000	郵便料	1,000円
		二、諸費	1,000		1,000	三、助成負担金交付金	1,000	湖北連合青年団負担金	1,000円
二、	文化部費		二九,000		二九,000				
	一、社会教育費		一九,000		一九,000				
		一、諸手当	三,000		三,000	六、雑手当	三,000	講師手当	三,000円
		二、旅費	1,000		1,000	四、旅費	1,000	職員出張旅費	1,000円

	三、需要費	五、000		五、000	一一、消耗品費	四、000	講習会映画教育費	三、000円
					一三、食糧費	一、000	賄料	一、000円
一一、演芸会費		一〇、000		一〇、000				
	一、需要費	四、000		四、000	一一、消耗品費	一、五00	諸消耗品費	一、五00円
					一三、食糧費	三、000	賄料	三、000円
					一五、光熱水費	五00	電灯使用料	五00円
	一一、諸手当	六、000		六、000	六、諸手当	六、000	楽団その他雇人費	六、000円
一三、社会部費		三、000		三、000				
一、地方振興費		三、000		三、000				
					六、雑手当	三、000	講師手当	三、000円
					一一、消耗品費	三、000	諸消耗品費	一、000円
					一三、燃料費	一00	薪炭代	一00円
	一、農民祭費	三一、000		三一、000	一三、食料費	一〇、000	賄料	一〇、000円
					一五、光熱水費	一、000	電灯使用料	一、000円
					一六、通信運搬費	三00	郵便料	三00円
					二〇、借家損料	一、000	会場借上料その他	一、000円

四、体育部費		15,000		15,000				
一、陸上大会費		10,000		10,000				
	一、諸費	10,000		10,000	八、報償費	四,000	優勝者賞賜金	四,000円
					十一、消耗品費	六,000	諸費	六,000円
二、水上大会費		五,000		五,000				
	一、諸費	五,000		五,000	八、報償費	二,000	優勝者賞賜金	二,000円
					十一、消耗品費	三,000	諸費	三,000円
五、婦人部費		三,000		三,000				
一、教養費		三,000		三,000				
	一、諸手当	二,000		二,000	六、雑手当	二,000	講師手当	二,000円
	二、諸費	一,000		一,000	十一、消耗品費	一,000	諸費	一,000円
六、予備費		一五,五〇〇		一五,五〇〇				
一、予備費		一五,五〇〇		一五,五〇〇				
	一、予備費	一五,五〇〇		一五,五〇〇	四三、予備費	一五,五〇〇	予備費	一五,五〇〇円
歳出合計		一〇五,〇〇〇		一〇五,〇〇〇				

昭和貳拾四年度西豊永村青年團歳入歳出予算書

歳入
一金八万壱千壱百四円也

歳出
一金八万壱千壱百四円也

右差引残高なし

歳入

款	項	説明種目	本年度予算額	附記
一、團費			一八、〇〇〇円	
	一、團費		一八、〇〇〇	團員数の九十五掛 一六、〇〇〇円
二、寄附金			二〇、七四四	
	一、團員寄附金		三、二四〇	團員寄附金
	二、一般寄附金		八、四〇四	一般寄附金
三、演芸会収入金			二〇、六三	
	一、演芸会収入		二〇、五八三	演芸会収入金
四、機関紙収入金			一、七〇〇	
	一、機関紙収入		一、七〇〇	機関紙販賣収入金
五、村支出金			二〇、〇〇〇	

歳出

歳入合計		六一、一四四	
一、雑収入金		一〇、〇五六	各種事業映画其の他収入金
六、雑収入金		一〇、〇五六	
一一、村補助金		三〇、〇〇〇	社会教育補助金

歳出項	説明種目	本年度予算額	附記
一、文化部費		三五、九七〇	
一、幹部講習会費		三、〇〇〇	
	一、報酬	一、五〇〇	講師謝礼金 一、五〇〇円
	二、諸費	五〇〇	雑費 五〇〇円
二、機関紙発行費		六、〇〇〇	
	一、需要費	六、〇〇〇	用紙代原紙代印刷費 六、〇〇〇円
三、演芸会費		九、九七〇	
	一、諸手当	五、八〇〇	
	二、需要費	四、一七〇	
一一、社会部費		四、一六五	

一、農民祭		四、六〇		
	一、雇手当	三、〇〇〇	講師其の他傭人費	三、〇〇〇円
	二、消耗品費	三、五〇〇	諸消耗品費	三、五〇〇円
	三、燃料	六〇〇	薪炭代	六〇〇円
	四、食糧費	六、六〇〇	夜警賄料及び慰労会費	一八、六〇〇円
	五、光熱水費	三、四〇〇	レントゲン其の他電氣料	三、四〇〇円
	六、通信費	六〇〇	郵便及び運搬費	六〇〇円
	七、借家損料	一、三〇〇	会場損料	一、三〇〇円
	八、施設費	三、六〇	会場施設費	三、六〇円
二、体育部費		10、1六0		
	一、陸上大会	五、五〇〇	賞品其の他雑費	五、五〇〇円
	二、水泳大会	四、六〇	〃　〃	四、六〇円
四、家政部費		1、000		
	一、家政部講習会費	1、000	婦人部講習講話費	1、000円
五、諸給		四、四00		
一、諸給		四、四00		